

だ、雑炭を込めてどうだ、こう言われますと、雑炭は現在五百万トン程度出している。これは統計にはっきり出てきませんで、はつきりした数字は申し上げられませんが、これは出炭規模としては同じでございまして、今まで捨てておったやつを利用するという関係でございますので、その五百万トンが出炭規模としてえたこういうことにはならぬ。従つて精炭ペース六千二百カロロリーということでお考えますと、五千五百万吨に若干欠ける、こういうような性格になるというのが現状でございます。

形が出てきているわけです。これほど府の燃料政策に総合性がないということを端的に示していると思うのです。ここでそれらの総合性のないことをついていると時間がかかりますから石炭そのものばかりで質問をしてみたまうと思います。五千四百万トンの出島でどの程度を見ておられますか。

○今井(博)政府委員 これは月によって変わりますが、この八月末で押え込まれて貯炭は七百十五万トンに達しておられます。ただしこれは大口工場が入っておりますので、いわゆる業者貯炭と申称するものは百七十万程度ございます。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘になりましたように、需要はなかなか強くて、百七十万トンしかない。石炭が足している、この実態を大臣はどうござらんになっているかということです。

だから過去の統計を見ましても、三十年度は五千十九万トンの需要に対し、生産は四千七百八十八万トン、三十年度は五千三百五十四万トンに対し、生産は五千二百六十万トン、こういうふうに需要是非常に強いという現象が大体最近は減つておる、こういう現象があつて、これまた御指摘通りであります。この事態に対し、しかばどういうようく生産計画が進み、また需要者のコストにこれが対応できるようになつてゐるか、こういうことを考えてみますと、必ずしもその点では十分でございません。また、今の採炭可能な埋蔵量等から見ると、もう少し出し得る状況にあるわけでございます。これは先ほど局長が説明したような理由もあるでございましょうが、とにかく需要をまかなうには足らない。そこで大手の方といたしましては、恒久的需要というものを勘案して生産計画を立てます。その方は比較的うまく参つておると思います。非常に緊急的な需要に対するものが、中小企業等を相手にして出炭要求をしておる、こういう面もあると思います。従いまして、炭鉱自体は需給の関係から見ると、もう少し景気がよくなきやならんじやないか、こう

たガソリンにいたしましてもどんどん競争で安くなっている。しかばは炭鉱側はお互いに非常な激烈な競争でもしておるかと申しますと、最近はそういう事態はよほど緩和されてきてる。しかも、なおかつ採算ベースにならぬか乗らない、こういうものがあるわけござります。ここに、石炭は斜陽産業といわれながらも、五千五百万トンというものを確保することによつて、基幹産業としての将来性が、また信頼感がそこに生まれるのじやないか。これを私どもが今まで指摘し、五千五百万トンということを申し上げておるのであります。問題の金融の面から見ておる圧迫といふものが、こういふ需給関係にありながらも炭鉱を一そろ苦しめておる、こういうことがあるのじやないか、ここに一つの問題が残されておる、かようには見ております。だから、今お話しになりましたように、場所によつては非常にもうかゝつてゐるところもあるといわれますが、おそらくそれは小さな山で、伸縮自在の山じやないか、かようには考えます。

○佐藤国務大臣 これは私の方がより
しろうとでございますが、経済的に見
ると、需要と申しておりますが、これ
はやはり競合エネルギーがござります
から、そういう意味で代替性といふ
か、転換性があるものだと思します。
だからその転換性のないようにする意
味で、過去においてボイラーリーグ制法な
りその他によつて、石油への転換をな
るべく抑えるという方法でやつてき
た。これは今申しますように、需要と
申しましても価格に無制限にといふこ
とでなしに、競争エネルギーがあまり
ますから、一定の価格以上のものにな
ればそれは代替していく、こういうこ
とだと思うのです。今私どもが苦労し
ておりますのは、その点にあるわけで
す。だから、炭価の千二百円下げとい
うようなことを言わないので、そしてこ
れをあるがままの姿にしたら一体どう
なるか、おそらく、石炭の需要といふ
と思うのです。しかしこれは、需要が
あるものならば、水が低きに流れれるよ
うに、需要が一つの刺激になつて供給
は自然に喚起されてくると思うので
す。ところがこれがなかなかそうちか
ない、というところに、金融の問題のほ
かに、需要と供給とを結ぶためには、
これは意識的に結ばなければならぬ、
意識的にそれを結ぶものは何かといふ
と、これは政策だと思うのです。そこ
らあたりに政府が何かでこ入れした
ら、うまくいくようなものがあるよう
な感じがするのです。悲しいかな、私
はしろうとなので、そこらはちょっとと
わかりかねるのですが、それに対して
どうなんですか。

ものは強くても、これは代替するといふか、よそへ逃げていく。だから石炭を千二百円下げて、そしてある程度の需要というものを見合っていくのですが、その場合にやはり価格の面でもしも十分でないと、これは石油の方へかわっていく、ここに私どもの指導のむずかしさがある。今千二百円下げが可能であり、需要は出炭を上回つておるのでござりますから、労使の関係が調整され、出炭計画がうまくいくなら需要に対応し得る。こういう状態にあるのだ、かよう私に考えます。

○滝井委員 そうすると、金融の面とそれから価格の面が出てきたわけですね。

○滝井委員 価格はある程度、大臣の言われるよう、大臣たちが指向されておるよう

に、千二百円三十八年度までに下げさえれば、これは何とか需要と供給が見合つて石炭産業というものは息を吹き返す、こういうお話のようです。

○滝井委員 これは少しくどくなるようですか

ら、それはそれに、千二百円下げたための現実の出炭能力といふものは、五千四百万吨程度ある。そうすると、一千五百四百万吨程度の出炭能力がある日本

が、その他の三千三百八十八万トン、それが二千三百八十八万トン、そ

れから維持群、現状維持で相当の出炭量がないし三千万トンぐらゐの山は

十分やつていけるのではないか、そういう試算をしたことがござります。しかし、これは何らの手を加えない場合

でございまして、さらにいろいろな手を加えてやつていけば、その数字は相

當に大きづけに申しますと、そういう姿

になるのではないか、かよう考えます。

○滝井委員 大体日本の石炭の生産構造の中でも、能率を中心と考えてみれ

ば、油に対抗できる山といふものは二千五百万吨から三千万トンだ、こう

いうことになる。そうしますと、手を加えると二千六百万トンないし三千万

トンがもと上がつてくる、四千万トンくらいになつてくるでしょう。出炭

能力が五千四百万トンなんですから、それから二千五百万トンないし三千万

トンを引きますと、大体二千四、五百

万トンの山は手を加えなければならぬ

山だ、こういうことが出てきたわけ

です。これで問題の焦点がはつきりして

きた。もう私はきわめて合理的に質問していきますから、小学校の算術と同じ

じで、しろうとがやるときにはこうい

う工合にびしつとやつていくと、政策

方があると思います。非常に能率のいい山とそうでない山、そういうふうに大ざっぱに分けて考えますと、たとえば油に十分対抗していける山がどのぐ

うあるか、こういうふうな御質問か

と思ひますが、現状で、何らの手を加

えず十分に競合エネルギーに對抗しないか、よそへ逃げていく。だから石炭を千二百円下げて、そしてある程度の需要というものを見合つていくのです。そこで、この場合に、需要と供給のむずかしさがある。今千二百円下げが可能であり、需要は出炭を上回つておるのでござりますから、労使の関係が調整され、出炭計画がうまくいくなら需要に対応し得る。こういう状態にあるのだ、かよう私に考えます。

○滝井委員 そうすると、金融の面と

それから価格の面が出てきたわけですね。

○滝井委員 価格はある程度、大臣の言われるよう、大臣たちが指向されておるよう

に、千二百円三十八年度までに下げさえれば、これは何とか需要と供給が

見合つて石炭産業というものは息を吹き返す、こういうお話のようです。

○滝井委員 これは少しくどくなるようですか

ら、それはそれに、千二百円下げたための現実の出炭能力といふものは、五千四百万吨程度ある。そうしますと、手を加えると二千六百万トンないし三千万

トンがもと上がつてくる、四千万トンくらいになつてくるでしょう。出炭

能力が五千四百万トンなんですから、それから二千五百万トンないし三千万

トンを引きますと、大体二千四、五百

万トンの山は手を加えなければならぬ

山だ、こういうことが出てきたわけ

です。これで問題の焦点がはつきりして

きた。もう私はきわめて合理的に質問

していきますから、小学校の算術と同じ

じで、しろうとがやるときにはこうい

う工合にびしつとやつていくと、政策

方があると思います。非常に能率のいい山とそうでない山、そういうふうに大ざっぱに分けて考えますと、たとえば油に十分対抗していける山がどのぐ

うあるか、こういうふうな御質問か

と思ひますが、現状で、何らの手を加

えず十分に競合エネルギーに對抗し得る山は一体どのぐらゐあるかと

いう点は、非常に算定はむずかしいのでござりますが、一口に言って、二千五百

万トンないし三千万トンぐらゐの山は

十分やつていけるのではないか、そ

ういう試算をしたことがあります。し

かし、これは何らの手を加えない場合

でございまして、さらにいろいろな手

を加えてやつていけば、その数字は相

當に大きづけに申しますと、そういう姿

になるのではないか、かよう考えま

す。

○佐藤國務大臣 御指摘通り、そこ

でスクラップ・アンド・ビルトの政策

百八十万トンですね。そうすると、日

本の出炭能力五千四百万トンにちよう

ど見合へてきたわけです。従つて、こ

の数字から見て、维持群以

下では、维持群が千九百八十四万ト

ン、その他が千三十八万トンですか

ら、これを合わせるとちょうど三千万

トンになるわけです。従つて日本の右

岸山で、とにかく手を加えなければならぬ

となんです。そこでわれわれとして

は、新鉱群には金を貸してやって縫坑

を掘つてもらつて新鉱を作る、こうい

う政策がここに当然目標として出てく

るわけです。それから増強群について

は、増強するだけの金を出してやらな

ければならぬ。これはもう政策として

ははつきりしてくる。そうすると維持

群とその他の三千万吨に対しても、政

府は一体何をなさんとするのか、こう

うことなんです。もう問題は、三十

八年に千二百円下げるということでは

なくして、今のところ、瀕死の重病人に

から、その隘路を一つ一つ切り開いて

行く具体的な方策として、三千万トン、

のがある。これは多分通産省の資料だと思いますが、まずこれから見ていくと、こういうわけです。昭和三十六年度、ことしを基礎にすると新鉱群で七十万トン、それから増強群、すなわち手を加えたら相当の出炭が出るという増強群が二千三百八十八万トン、それから維持群、現状維持で相当の出炭が出るというのが千九百八十四万トン、それから切り捨てなければならないが、それが油に比べれば、というその他のものが千三百八十八万トンで三十六年度で五千四百四十万トンですね。そうすると、日本の出炭能力五千四百万トンにちようど見合へてきたわけです。従つて、この数字から見て、维持群以下では、维持群が千九百八十四万トンになると、その他の千三十八万トンです。従つて、この数字から見て、维持群以下の三千万トンがもうはつきりしておるわけですね。近代化設備資金その他の方法によりこれらが買つたときの価格では六千円台になつてきているわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それではもうはつきりしておるわけですね。近代理田に対する販売契約では六千円台になつてきていたわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それではもうはつきりしておるわけですね。近代理田に対する販売契約では六千円台になつてきていたわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それではもうはつきりしておるわけですね。近代理田に対する販売契約では六千円台になつてきていたわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それではもうはつきりしておるわけですね。近代理田に対する販売契約では六千円台になつてきていたわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それではもうはつきりしておるわけですね。近代理田に対する販売契約では六千円台になつてきていたわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それではもうはつきりしておるわけですね。近代理田に対する販売契約では六千円台になつてきていたわけです。まあ、これを七千円と見て、とにかくもう千四百円油が下がつたときに、とにかくもう千四百円油が下がつたときの価格では六千円台になつてきていたわけです。そこで、これが油に比べれば、もう第一の陥落がここに一つあるわけです。これはもう計算ががらりと変わつてきている。八千四百円と計算して買つたと、税金がかかつて四十八円だつたものが、四十円か四十二円で買つたと安くなつてしまつたわけです。それで買つたと、税金がか

かと申しますと、それはそうじやない。これはもう産業自体が絶えず繰り返して合理化を進めていくと思います。しかし、千二百円下げに決定したときの石油との比価、これに重点を置いたような考え方ではない、これは今政府がはつきりしておる考え方でござります。

○流井委員　だいぶはつきりしてきました。そうしますと、千二百円下げるときには、資料としては、京浜市場における石炭の価格、一般炭六千二百カラリー一千三百三十九円、カラリー当たり九十七錢、こういうようにつきめたわけです。その場合における重油の価格といふものをやはりきっちつときめて、そういうしてこれは出てきているわけです。その場合に、三十三年のC重油九千百二十二円は、當時カラリー当たり九十一錢、ところが、三十八年度の想定のC重油八千四百円は八十四錢、そうなると、これがおよそ見合っていくのです。特に山元においては、重油には負けないということでした。ところが、今の大臣の御答弁によると、重油の価格とは切り離して千二百円下げてもらおう、重油については、それは別に考えるのだということになれば、これは大臣、私がさいせん、なぞを解いてもらいたいといつたなぞの中身は、代替燃料に勝ち得るだけの力を持たなければならぬ、こういうことなんですね。それはカラリー当たりの値段が重油の八十四錢に近づくこと、あるいはそれ以下になることが目標であったわけですね。ところが、今の段階になつて、重油とは切り離してよいということになると、これは当時の算定の基礎から政策の転換をやつたことを意味する。わ

われわれ政策転換要求をやっているから、佐藤さんがそういうことに転換してくれれば賛成です。重油に何かの手を加えないといふのは、なかなか難しいわけですね。一体、重油にどういう手を加えた方がいいのか、こういう問題になるわけです。

○佐藤国務大臣 今の価格引き下げで五千五百万トン、これは出なければなりませんでよいわけですが、五千五百万トンの目標で、その七割の長期引き取り、これを計画しておる。そうして、石炭業者はその意味において七割長期引き取りがとられるなら、一応その経常は安定したものと言えるだろう、その場合に、電力が一番の消費者になるわけですが、この電力料金を、高いものだけではコストが高いものだけではなくて、一部安いものも使わせ、そうして適正なコストで電力料金を考えていく、これが一つの考え方であります。この考え方だと、非常に高くなる、そこで、一部安いものも使わせ、そういうことになるわけであります。しかし、それで押し通すというばかりの考え方でもない。重油は上げない方がよい、安いまままであるのがよい、こういうことになるわけであります。

もう一つは、重油の場合に、国産重油と国外重油との関係もござりますかねすといふばかりの考え方でもない。ならばいいし、今後の対策等から見ましても、重油が非常に高くならないといふ姿であるなら、しんぼうのできる方法があるだらう、その辺、研究課題として私どもただいま研究している、こういうことでございます。だから、問題を狭めて考えてみますと、当然重油の方にも話が進展して参るでございましょうが、石炭に関する限りは、たな

いま申し上げるような基本的な考え方で、方、だから、掘ったその炭は、消費の安定期的なものがたよりだ、こういうように実は思っております。

○**浦井委員** 七割だけ大体明るい見通しがつくことになるわけですね。そうしますと、業界で長期取引の契約をいろいろしておるようでございますが、とにかく、五千五百万吨、三十八年に掘らしたら、その七割に当たる三千八百五十万トン程度は政府が責任を持つて長期取引の少なくとも裏づけをしていく、こう理解して差しつかえないわけですね。その点は……。

○**佐藤國務大臣** さようでございます。

○**鈴井委員** そうしますと、そういうことがはつきりしてきますれば、一応石油との問題は切り離して、石油の値下がりその他に対する対策は、今度は別に、石油の段階できらつと政府に政治責任を持ってやっていただき、こういうことになるわけであります。これで第一の問題が七十点解けました。

原因の第二は、電気料金の値上がり、運賃の値上がり、坑木の値上がり、労賃の値上がり、これらのものが、今井さんの答弁でも二百円ちょっと上がってきたわけです。通産省から出でる資料によりますと、三十三年から三十五年までの原価引き上げは七百三十九円、労務の値上がりその他ので、千二百円の目標に対しても実質五百七十六円しか値下がりができるいないわけです。そうしますと、ここに第二の困難な問題が出てきておるわけです。坑木その他の問題は、政府は価格差補給金でもやらなければなかなか直接手が打ちにくいのですが、運賃とい

うものは、佐藤さんも昔の古巣の國有鉄道ですが、これはいろいろ担保をやつて繰り延べしてもらってるという問題がある。まず、やはりわれわれが問題にする場合に、政府も緊急対応の中に入れておりますが、通産省としては——いずれこれは大蔵大臣にも来てもらって聞きますが、佐藤さんの主管大臣としての腹がまえ、これはわれわれ経済企画庁長官や何かに予算委員会で聞いたときは、三十億やそこらしかないのだから、私の方で責任を持ちます、こう言ってきた。ところが、いつの間にか担保をとつて繰り延べるという形に変わってきた。当面生へ延ばすという形になってきたのですが、この第二の隘路に対する佐藤さんの考え方はどういうことですか。

段階では、前内閣できめたそれが実施されておらない、それは一体どこに沿路があるのか、それからまず検討をなめておる。石炭業界等から見ますと、鉄道運賃は別といたしましても、海上運賃の値下げというか、負担が軽減されるような名案はないかというので、沿海航路の船で特別に能率のいい船を作れば、運賃コストを下げ得る、こういうことから、石炭専用輸送船の建造という問題を今提起いたしております。しかし、これはまた海運界そのものにも多大の影響がござりますから、石炭業者の言い分だけでも解決しないと思います。とにかく、問題の所在が明確になつておると、うだけでありますから、この点を充実する、これがなぜ実施されなかつたかという検討に入らなければ、当然一一番いい案現実に実施されていない。従つて、その対策でございます。

ておいていただきたい。

○佐藤国務大臣 研究の方向を申しますと、後払いでは最後に努力を払わなければならぬ。その意味で炭鉱業者も非常に苦労だ。しかも、その後払いも十分に実施されておらないのですが、後払いということできめたことは、おそらく基本的対策はあとへ残したのだろうと思います。その場合に、過去においてあったような、国有鉄道自身が運賃割引をすることが可能か、また、国有鉄道自身が運賃割引ができないけれども、あきらめざるを得ないのか、あるいは一般会計から補給することになるのか、そういう問題があるのだ、かよ

うに私は考えております。

○滝井委員 今の第二の問題は、国有鉄道が運賃を負けることが可能かどうか、あるいは一般会計から入れられるかどうか、結局問題は二つにしほられてくるのです。従って、その二つのどちらか、あるいは一般会計から入れられるかどうか、結果的には百点とれるわけです。そこまでくれば、大体腹はわかれましたから、一つ最後の御努力をしていただきたいと思います。

次には、第三の問題です。これはわれわれが千二百円の炭価引き下げをきましたときには夢想だもしなかったといふべきですが、まあ、考えて

おると思いますが、生産の面においての抑制が可能ではないか、かよう考

えますので、それらの点を十分検討し

た上で、要すれば、一時に外貨予算を分配しないで、これを二回に分けると

か、その他の方法によりまして、いわゆる設備投資抑制に協力し、同時に外

貨の使い方にも御協力を願う、こうい

う考え方をとつておるのでございま

す。先ほど滝井さんが御指摘になりましたように、石油業界自身が非常な競争をしておる。それはガソリンの例で

もわかるのでありますけれども、どん

いう状態になってきた。さいぜん石油

の問題はちよっと別にしてと言われましたけれども、国内だけの問題ならば別にしておいてもいいと思ひます。けれども、一つの政策として自由化を十

月に繰り上げてくる、こういうこと

は、大きな意思が働いて政策が決定されているわけです。この問題が一体日本

の石炭産業にどういう影響を与える

とお考えになつておるのかということ

です。

○佐藤国務大臣 もちろん関係がないことはございませんが、この外貨予算をきめました当時の考え方方に触れてみると、申すまでもなく、設備投資、また鉱工業生産の拡大、それに見合うものを一応考えたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、外貨予算

が相手ゆつたりとつてあるけれども、その外貨予算によつて外國から入つて

ますと、申すまでもなく、設備投資、

また鉱工業生産の拡大、それに見合

うのを一応考えたわけでございます。

○佐藤国務大臣 もちろん関係がない

ことはございませんが、この外貨予算

をきめました当時の考え方方に触れてみ

ますと、申すまでもなく、設備投資、

また鉱工業生産の拡大、それに見合

うのを一応考えたわけでございます。

○佐藤国務大臣 もちろん関

基幹産業としてその支柱をなすためには、あるがままの姿ということになり、ある一定の形を整えることがどうしても必要じやないか。そういう意味で、ただいま申し上げる離職者対策についても万全を期するが、同時にまた、労働力の確保について積極的な意圖を政府も示す、そういう意味で御協力を頼みたい。これは労働省に対しても、そういう立場で私どもは強くこれを要望する考えでございます。

○滝井委員 よくわかりました。人間の確保ということは、やはり合理化実施の上に非常に重要な問題に今なつて

きた。老齢化してきたわけですから。合理的法をお読みになつてもおわかり

のよう、石炭鉱業の合理化基本計画をお立てになる。そして基本計画から

今度は四条で実施計画をお立てになる

わけですね。その場合に合理化の実施

計画に定める事項は、石炭の生産の数

量とか、生産の能率とか、生産費その

他石炭鉱業の合理化の目標、それから

工業の種類、費用の額その他石炭鉱業

の合理化のため実施すべき工事に関する

事項、その他石炭鉱業の合理化に関する重要事項、こういうようなものを

やるわけです。もととこれなくだいて

言えば、金と物との計画については、

割合にあるのです。ところが人の問題

については落ちておる。合理化をやる

場合には一体どの程度の人間を確保しな

て——一人当たりの出炭能力は書いてあるのです。二十六・二トンに三十八

年になつたらやらなければならぬ

いておるが、その場合に、そこから出て行く人といふものは一体どう始末を

するのかというようなことは何もない。これはわれわれが率直に申し上

げましたように、三千万トンくらいの

石炭をやるのですから、そのやる場合

の陥路を一つ一つやっておるのです

が、これはやはり一つの大きな問題点

のものをおまく五千五百万トンペー

スに乗せるためには、今三つ、四つの

陥路を御指摘申し上げましたが、これ

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

相応の就職のあつせん、前職の賃金の

合理性をやるにはきちっとして労務者

の確保——きちっとした確保といふこと

とは、そこまで安心して食える姿が同時に

保障が行なわれる。去るも地獄、残る

も地獄じゃなくて、去るも極楽、残る

も極楽、こういう形が政策として出て

おなればならない。ところが去るも

地獄、残るも地獄で、残つておつても

外出していく人についても、やはりそれ

いか。だから、石炭を使うものをそのかわりに確保しろというので、産炭地発電だが、あるいは揚地発電、こういう議論が出ておるという状況でござります。

○有田委員長 それでは、この際、理事補欠選任の件についてお詫びいたします。

本十八日理事でありました長谷川四郎君が委員を辞任されましたが、この補欠選任に伴いましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔速記中止〕

○有田委員長 速記を始めて。
この際、午後零時十分まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後零時十六分開議

○有田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
再び、内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四法案を一括して議題とし、休憩前の滝井委員の質疑を続行することといたします。滝井君。

○滝井委員 午前中通産大臣にずっと質問をしているわけですが、それは、日本の石炭産業は、現在五千四百万トン程度の出炭能力を持つておる、しかし、この五千四百万トンの出炭能力を

持っている炭鉱というものを放置しておつてそういう油と競争をさせるとすれば、三千万トン程度の炭鉱というものはだめになる、従て、この際、千二百円の価格の切り下げを積極的にやらなければならぬ、これが一応の結論としてはつきりしてきただ。しかし、千二百円下げるについては、油の値段には八千四百円であったものが、現在では七千円あるいは六千円台ぐらいで仮契約をされようとしておる。それから電気料金や運賃の値上がり、労務費の値上がり等のために、相当これが千二百円引き下げの手かせ足させになつておる。それから来年の十月までに九割の自由化が行なわれるといふうな、自由化の繰り上げが行なわれる、それから炭鉱における新しい労働力の補充が困難になつておる、これがやはり千二百円炭鉱引き下げの一つの隘路になつておる、こういう問題を一つ質問をしたわけです。

そこで、ある程度答弁が出てきた場合の運賃の値上がり分について、これは何とかしなければならぬといふことで、担保を取つて延べ払いをする。前回通常国会で、石炭を輸送するところが、具体的に現在それが実施をされておきたい点は、運賃の問題です。前回通常国会で、石炭を輸送する場合にきまつたことが実施できるよ

うに考えるのが先だというような面もございまして、私どもは、この運賃問題——きまつたものを、すぐ何ヵ月の間にきめ直すということもなかなかむずかしい事情がござりますので、まず、きまつたものはきまつたものとしてこれが実施できるような方法をとります。従つて、まずこれをなぜ実施されなかつたかということを検討する必要があると同時に、その検討だけが最終的なものでない、やはり最終的な政策

を出せといつても、担保のできる情勢はないわけですね。あとにも触れてきましたけれども、今われわれの近所の炭鉱では、開発銀行から開拓のための金がいくと、銀行が途中でみなとつてしまつておるので、もう市中銀行がみんなつてしまつて、こういう形が出てきているわけです。従つて、市中銀行が考えられるかというと、二つの面が考えられる。一つは、現在の国有鉄道が経理をいろいろ調べているのですが、それが、一般会計から補てんをするといふ二つの面が最終的に一応考えられるのです。そこでこの点について大蔵大臣としては一体どうお考えだらう、こういうお考えが述べられたのです。これは大蔵大臣の予算編成の上に非常に大きな関係を持っている問題だと思うのです。そこでこの点について大蔵大臣としては一体どうお考えになっておるか。

○水田国務大臣 この運賃問題は、この六月でございましたが、関係省の間でいろいろの角度から検討した結果、御承知のような形で一応きまつた問題でございます。ところが、そのきまつたものがまた現在実施されでないといふことは、担保の問題、そのほかいろいろな問題があると思いますが、また一つ質問をしたわけです。

○水田国務大臣 担保が出せないといふ実情なら、担保にかわるべき、たとえばこういうものの保証というようなものによって國鉄がそれを承認するところを、きまつたものもを、すぐ何ヵ月の問題になるのかどうか、これからますこ

れでござります。ところで、きまつたものはお二方に来てもらうことになるわけですが、現地を見なければこの問題はきまらぬという問題じやないわけですね。

○水田国務大臣 担保が出せないといふ実情なら、担保にかわるべき、たとえばこういうものの保証というようなものによって國鉄がそれを承認するところを、きまつたものもを、すぐ何ヵ月の問題——きまつたものを、すぐ何ヵ月の間にきめ直すということもなかなかむずかしい事情がござりますので、まず、きまつたものはきまつたものとしてこれが実施できるような方法をとります。従つて、まずこれをなぜ実施されなかつたかということを検討する必要があると同時に、その検討だけが最終的なものでない、やはり最終的な政策

を、至急これは関係者の間で協議してきめようという話になりまして、この問題の解決に入ろうということです。やつて、それでなおいかぬという問題になるのかどうか、これからますこの問題の解決に入ろうということです。やつて、それでなおいかぬという問題になるのかどうか、これからますこの問題の解決に入ろうということです。

○水田国務大臣 一番簡単なのは、一般会計からこの利子を補給してやつたが、その中間の、担保がだめなら保証する方法は、水田大蔵大臣としてお考えになつておる点があれば一つお教えいただければ、われわれも研究させていただきたいのです。

○水田国務大臣 一番簡単なのは、一般会計からこの利子を補給してやつたが、その中間の、担保がだめなら保証する方法は、水田大蔵大臣としてお

また経営の根本的な問題にまで触れるので、公共負担というものを一体国鉄はどれだけやる能力があるか、能力だけじゃなくて、どれだけぐらいは公共負担の性格にかんがみてすべきであるかという問題にもなるうかと思います。御承知の通り、全部の国の資本を評価しましたら一兆何千億にもなるかもしません。これだけの国の資本でやつて、普通の私企業であつたら配当か、納付金もとらないということになつておりますし、また、これが一般私企業であつたら、当然税金も払わなければならぬという性格のものですが、こういふものも払わない。なぜ払わないかといえば、これは国鉄の公益性ということからくるのですから、そういう恩恵との比較で、国鉄自身は公益性のためにこれくらい一般の経営に比べて負担してもいいのだという一つの限度も出てくると思います。そういう範囲内において、負担できるというように一般会計から納付するかというような措置は、私の方では簡単には第一義的には負担すべきものであるし、それが負担できないという問題になるのですが、そういう根本問題が解決しないで、安易に個々の企業の運営に対しても一般会計から補給する結果も前回のような措置に落ちついたのをございますから、まずこの措置を実施できるような方向で解決するのが、私は当面の問題としては合理的じやないかと思っております。

○滝井委員

○流井委員 わかりました。もうちょっと
と突っ込みたいところだが、これは大
体方向がはっきりしてきましたから、
国鉄の負担能力の問題の検討も同時に
始められなければならぬし、そういう
ことで八方ふさがりということになれば、
一般会計という道を開ける、こうい
う検討の方向が大臣の答弁で
はつきりしましたから、それだけつこ
うです。

得るかどうかという佐藤さんが一貫して所信を貢こうとしておるその立場というものは三十八年ですから、これまでの間にきちっとした計画の実施ができれば、それから先の展望というものは私ははある程度ついてくると思う。そこで、三十八年までに、一体需要を拡大する面における電力とガスといふものがどういう数量で拡大をされいくのかということですね。すな

○滝井委員　に電力が一
けですが、八年は千八
万トン保証　この二千百

そうしますと、三十八年年度が千三百二十万トン、一千百六十一万トンになるわが長期契約といふのは、三十六十一万トンの中で千八百四十万トンでありま

トンは一般
程度になり
ンはないは
みて下さい
○今井(博)
一番大きな

。 そうしますと、千八百万
炭電力、残りは二千万トン
ますね。原料炭は三千万ト
うですがね。それを分けて
。 需要是セメントだと思いま
政府委員 その場合には、
るいは無煙炭、こういうふ
になるといいのじやないか

得るかどうかという——佐藤さんが一貫して所信を貢こうとしておるその立場というものは三十八年ですから、ここまで間にきちっとした計画の実施ができますが、それから先の展望といふものは私ははある程度ついてくると思う。そこで、三十八年までに、一体需要を拡大する面における電力とガスといふものがどういう数値で拡大をされしていくのかということですね。すなはち、三十六年度は幾ら、三十七年度は電力で幾ら、三十八年度に電力は長期契約が千八百万トンになつておるわけですから、千八百万トン、この答えを一つ三十六、三十七、三十八、こう出してもらいたいのですが、これは数字ですから、大臣でなくとも、局長でもかまわぬと思います。

○ 機関政府委員 電気のことと申しあげますが、三十五年度の実績は、全体で千六百六十二万三千トンの石炭を消費いたしております。三十六年度の計画は千八百三十万五千トン、ただし、最近石炭の需給が非常に逼迫しておりますので、実績は若干シヨートすぎるかもわかりません。三十七年度の電力の需給関係にすでに織り込んでおりますものは二千十九万五千トン。ここまで一応相当はつきりした計画を立てておりますが、その次の三十八年度は二千百六十一万五千トンということで、順次増加いたしまして、四十二年度に二千五百六十万トン、そこまで毎年少しずつ引き取り量を上げ得るつもりであります。

○ 今井(博)政府委員 鉄鋼とガスは原燃料炭の関係でございまして、鉄鋼とガスを合計して、三十五年度が千百三十三万トン、三十六年度が千二百五万ト

三十一年度の実績は全體で千六百六十二万三千トンの石炭を消費いたしております。三十六年度の計画は千八百三十万五千トン、ただし、最近石炭の需給が非常に逼迫しておりますので、実績は若干ショートするかもわかりません。三十七年度の電力の需給関係にすでに織り込んでおりますものは二千十九万五千トン。ここまで一応相当はつきりした計画を立てておりますが、その次の三十八年度は二千百六十一万五千トンということとで、順次増加いたしまして、四十二年度に二千五百六万吨、そこまで毎年少しづつ引き取り量を上げ得るつもりでおります。

○**滝井委員** そうしますと、三十八年
に電力が二千三百六十万トン、
三十九年年度が三千三百六十万トン、三十
九年年度が千四百五十万トンであります。
す。
○**樋詰政府委員** 一応九電力では、最
小限千八百万トンまでは千二百円引き
を条件として必ず引き取りますといふ
ことを長期契約でお約束しておるわけ
でございまして、この九電力のほか
に、いろいろ共同火力とか、あるいは
住友共電というようなものがございま
すので、それが約二千百万トンのうち、
九電力だけだと一応千八百二十七
万トンということになります。
これだけは必ず責任を持って引き取る
ということで約束しております。

○**滝井委員** 一般歳で五千五百万トン
の七割を保証する、こうなりますと、
三千八百五十万トンですね。この五千
五百万トン・ベースというのは、三十
八年になつたら五千五百万トンになる
わけです。この三千八百万吨の内訳
は、大体半分は電力へいくわけです
ね、千八百万トンいきますから……。
そうすると、残りの二千万トン程度は
何で保証されるかということになるわ
けですね。

○**今井(博)政府委員** 今の三千八百萬
トンとおっしゃいました中には原料炭
が入っておりまして、それと一般炭と
の合計でございますので、その他は一
けですね。

○滝井委員 一般競争で五千五百の七割を保証する、こうなります。ということで約束しております。三千八百五十万トンですね。これは、大体半分は電力へいくわけですね、千八百万トンいきますから、そうすると、残りの二千万トンは何で保証されるかということに、けですね。

○原井委員 原料炭あるいは無煙炭、こういうふうにお考えになるといいのじやないかと思います。

○今井博政府委員 そうしますと、千八百万トンは一般電力、残りは二千万トン程度になりますね。原料炭は二千万トンはないはずですがね。それを分けてみて下さい。

○原井委員 その場合には、一番大きな需要はセメントだと思います。セメントは、現状は四百五十万トンでございます。これが四十二年年度では六百万トン、三十八年度ではその中の数字かと思います。ちょっと今正確な数字はわかりません。約五百万トン程度かと思します。

○滝井委員 そうしますと、三千八百万トン程度を中で千八百万トンは一般炭電力、それから五百萬トン程度の一 般炭はセメント、残りの千五百万トン程度は原料炭、こういうことになるのですね。それで一応数字が合いました。そうしますと、これで大体七割の需要となると、だいぶ話が違ってくるのですね。まあいいでしよう。原料炭もやむを得ぬです。そうしますと、自由化によって相当の過剰炭が出てくるわけですね。これは、今巷間伝えられておるところでも三百萬トンや五百万トン、どうかすると一千萬トンの過剰炭が出てくるという説が出ておるわけですね。この対策と申しますか、過剰炭の運命というものは、一体自由化によつて出てくるものはどう処理しようとするのか、これをちょっとあわせて御説

明願いたい。

○今井(博)政府委員 もう一度全体の輪郭を申し上げますと、五千五百万トンの中でも、原料炭と無煙炭については、一応現状では需給関係についてほとんど心配がないと考える。こういたしますと、これが約千五百万トン、従つて、それを差し引きました四千万トンが一般炭になるわけです。ここに自由化との関係で問題があるわけですが。そこで、この四千万トンの中で電力に約半分、こういたしますと、あと二千万トンが問題であります。その場合、この二千万トンの中で、いわゆる固定需要と申しますものがございます。これは、たとえば、鉄道用炭は減つておりますけれども、石炭でなければいかぬ、こういう意味における固定需要、あるいはセメントも固定需要、こういうようになりますと、現状は一千万トンくらいあるわけですが、これが八百万トンくらいに落ちるだらう。これは固定需要といえども、暖房用炭なんかが若干落ちます関係です。そりいたしますと、そのほかに産炭地における需要がどの程度あるかという現状を申しますと、産炭地は北海道と九州が主でございますが、これが現在五百万トンから六百万トン、このくらいの数字でございまして、これがどのくらいふえていくかという予測はちょっと困難でございますので、一応五百万吨程度に抑えますと、先ほどおの二千万トンから差し引きまして約六百万トンないし七百万トン、こういふ数字が一応出てくるわけでござります。これにつきましては、過剰炭対策として、過日エネルギー懇談会といふものを通産省に設け、学識経験者に集

電力以外に合理的に消費する方面ははないま
いのじやないかということになりまして、そ
のうち約半分程度を電力向けに
しよう、そういうことによりまして、
一応この過剰炭対策は十分見込みが立
つのではないか、こういう結論になつて
おります。半分と申しますのは、結
局、その程度やればあとは大体何とか
やっていけるのじやないか、こういう
意味でございます。

の問題を論議するのです。従つて、これは、その中間の今日の問題を大臣はやつてもらわなければいかぬことになりますが、きのうときようの問題をやりますから、ちょうど中央の東京ではきょうのうちに問題をやつて、そして九州の問題を解決し、北海道のあすへの発がかりと展望を与えてやる、こういうことになると思うのです。そうしますと、今の五百万ないし六百万トンの過剰炭といふものを電力以外に使うことが不可能だとして、ならば——もう大体そういう結論になつてきたのですが、そうすると、これは揚地でやるのか、それとも、産炭地で発電をやるかということを内閣としてはきわめなければならぬ時期がきていると思うのです。これに対する佐藤さんの腹がまえと申しますか、また現地を見なければ言えぬなんて言ってもらつても困るのですが、佐藤さんは山口県だからわかつておると思うのです。そこらの腹を一つお教えを願いたい。

○ 横濱市議会議員 大体五百六十億円程度というふうに考えております。
○ 溝井委員 金融引き締め、公定歩合、預金準備率、高率適用と、金融融通の程度必要になりますか。
○ 横濱市議会議員 ロイカ方式でいわれておるわけであります。これが大蔵大臣になるわけであります。五百五、六十億くらいの金が百万キロワットの電力を起こすためには必要な金です。これは、その金を全部今ここで積んだってすぐにはなかなかできぬ。建設しなければならぬから二、三年はかかるべくと思ひます。そうすると、その間に五百萬ないし六百万トンの過剰炭は宙に浮くことになるのです。これを一体どう結ぶかといふことが大きな問題点になると思うのです。こちあたりの財政上の見通しとその結び方を、財政当局の大蔵大臣としては一体どう考えるがということです。我非常に理詰めで質問をしてきておりますけれども、やはりこのくらいきちつとしていかぬと、この話は進まないのであります。二十億や三十億の金などは、佐藤さんと私の間答で、佐藤さんが「よろしい、それはおれが引き受けた」でいいかもしけれぬけども、やはりこれは大蔵大臣に入つておいてもらわぬと、五百五、六十億というのは簡単にはいかぬことになる。当然資金計画というものが、過剰炭の解消の問題とともにきちつと裏づけされておらなければならぬ。電力で過剰炭を解消するということはもうほつきりしておるのですから……。

しても、今、先生御指摘のように、一年で全部ではございません。大体三年ないし四年ということになるかと思思います。かりに——かりにと申しますのは、大体炭鉱地発電よりも揚げ地発電の方が合理的だろうということで、今検討を進めておるわけでございますが、その建設順序も、四十二年ごろまでに一応完成させると、いうことを目標にしていろいろ試算しているわけでござります。御承知のように、最近の電力界の建設の資金というものは年間に約五千億、今年がすでに四千三百億、来年は五千億をこすわけでございまして、ここ当分の間、毎年平均五千億程度のものが電気事業の発送電、変電、配電関係に使われるわけでございます。それを、かりに三十七年くらいからやるといったしましても、四十二年までござりますと、まだ六年くらいあるわけでござります。そうすると、五千億の中で毎年百億ないし百五十億程度のものは、これは特別に何か資金の確保といふようなことをしなくても、大体従来の増資、社債発行あるいは興長銀行の借り入れに、できれば開発銀行からの財政資金の投入というようなことをあわせ考えていただくということをするならば、大体われわれとしては五千億の中の百か百五十億、多い年で二百五十億と思つておりますので、そう無理な資金調達ということにはならないのではないかと思います。

ウ糖液をやらなければ死んでしまうわけですから、相当大量の体液を補給しなければいかぬのです。従って、その体液を補給するのには何かといふと、需要の拡大、すなはち、鉄鋼とか電力に長期の契約をしてもらうと同時に、過剰炭の——過剰炭というものは、もう此事し来年で余つていくものなんですからね。自由化は来年の十月には来てしまうのです。だから、五百五、六十一億の金をどう調達するか、しかも、それを早急に三十八年までの三カ年に調達する計畫でなければいかぬ。四十二年までに六年もあるといつて水をうめていけば、ますます過剰炭が出てくる。過剰炭を出すまいとすれば、出炭制限をするから首切りが出てくる、こまよ、安定した安いエネルギーを供給しますよ、そのための需要をはっきりしておかなければならぬ、こういう問題で論議をしてきておるわけです。

そこで、種詰さん、あなたの答弁はわかったから、大臣、やはり三年間に五百六十億はどういうやりくりで確保するかということが問題なんです。だから、大蔵大臣も来てもらつてお願ひしておるわけです。

○佐藤国務大臣 滝井さんに一つ実情の食い違いを申し上げます。

最初御説明いたしましたのと、需

要量に対して出炭量が必ずしもびつたり合っていない、今の目標の数字の、三十八年で五千五百万吨、こういうことです。今すぐ過剰炭、過剰炭と言われるが、今の状況のもとにおいての過剰炭というものは、需給の関係からはないわけです。これは三十八年以

後になつてそういう問題が起つたるうといふ、今の想定の問題からいろいろいふる言われるわけです。だから、産炭地で発電だつたが、揚地発電だつたが、これは相当期間かかる、こういうことになるわけです。それじゃ、今どうするのだ。先ほど来あなたのお詰めになりましたが、長期取引契約で大柱は立つのだ、こういうことでございましてから、非常に理論的にお進めになりましたが、実情と、その間にちよつと食い違ひがあるのではないか、私がよううに思います。

○滝井委員　いや、それはそんばならないのですよ。というのは、われわれが石炭産業に投資をする場合に、前途の見通しがなかつたら金はつき込まれないので。今、大半なり中小の事業主の諸君が大臣のところに来ておると思うのです。現在の資本主義社会において、石炭産業というものは投資の対象にならないことになつておるので。それはどうしてかといふと、前途の見通しがないからです。しかし、ここに政府が確実に三カ年間に百万キロワットの電力を起こす設備をやりますよ。こうなれば投資の対象になります。なぜならば、需要が安定するからです。ところが、今風のまにまにゆれて、大臣がさいせんからわれわれに御説明したように、中小の炭鉱が今安全弁でやつておるわけで、足らぬ分は無理に掘つてきておる。だから合理化は進まない。売るがごとく売らざるがごとく、これで中小は掘つていくのです。こういう形になつてしまつておるので、それが、やはり、そういう何か合理化を妨げるようなものをきちんと整理をしてやろうとなれば、やはり三十八年度までに五百

六十億の金をきちっとしごき込んで、百萬キロワット保証しますよ、こういう形が出てこないと、今のような需要と供給がアンバランスであるにもかかわらず不況である、こういう変な現象が出てくる。いわゆる資本主義經濟の理論で説明できぬような問題が出てくるのです。これは私は間違いやしないと思うのです。だから、やはりこれは議論の一番大事なところだと思います。今向こうのお話のように、六年度、しかも資金のワクをふやさずして、先になつたら五百億になる、その中の百億や百五十億というものは一%か二%にしか当たらぬわざかなものだから出ますなんという、あいまいな計画をしてこの石炭問題を論議しておつたら、これは大へんなことになるとと思うのです。電気の権詰さんはそれでいいかもしらぬけれども、今度は今井さんの方はたまらぬですよ、そんな不確定なことは。

○佐藤国務大臣 私は、先ほど申し上げように、将来の石炭の消費見通しといふものは、今の過剰炭三百万トンこれはその数字自身もいろいろ検討を要しますが、これがあるとして、その特別火力発電を作るという計画があれば、もう炭鉱業界は安定すると思います。それがここ一、二年先であろうと——私はあなたが言われるよう、二年先だからだめとかということにはならぬと思います。問題は現時点に立ち、そしてあすの石炭業界を考えたとき、長期の計画のものについての考え方で、ただいまの三百万トンの発電計画といふものを持ち、今日の現状においては、先ほど來議論しておるような現在の消費量を確保する、そういうあ

らゆる方法をとつておるわけでありま
す。これは別な表現をしてみれば、長
期引取契約というものが——電力業界
としては石炭業界に対して、それを引
き受けますと言つております、今カロ
リーの高い炭を出してくれば、私
の方はもっと使つてもよろしいとまで
言つておるのであります。だからこれは、供
給の実情から見まして合つておらない
ということですから、今日の問題とし
ては別に御心配は要らない。ただ、今
御指摘になりますように、非常な融通
性のある採炭をやつておるところの部
門をいかに指導するかというのは別で
ござりますが、供給のルートとしては
一応みんな安心してたよるものを持つ
ておる、こういうことは言えるわけで
す。

大臣の時間がありませんから、次に移ります。

そうしますと、とにかく需要をそろはつきました。需要を拡大をしていくことは、いき、消極的な面の隘路を排除していく、こういうことが一応議論の中ではつきりしてきますと、次には現状維持の炭鉱、それから、どうにもならぬというその他の炭鉱、この三千万程度のものを、これから今いった隘路を排除してやつて、需要の拡大の方向にこれを乗せていかなければならぬ」という、この問題が出てくるわけですから、これが合理化の一一番重要な問題点になつてくるわけです。そこで合理化の問題に入るわけですが、その場合に、一体石炭鉱業がもはや投資の対象にならぬ。今まででは電力の問題ですが、今度は石炭鉱業そのものです。石炭鉱業そのものが投資の対象にならぬ。いんだ、こういう形です。しかし投資の対象にならなくて金がいかなければ、石炭鉱業は千二百円の切り下げるだけなれば、五千五百万トンの確保もできない。安いエネルギーを供給することができない。ることはできないわけです。一体長期間の資金計画というものを、三十八年までに限ってどうお立てになつておるのかということです。五千五百万トン・ベースを維持し、そしてトントン当たり千二百円の炭価の切り下げをやろうとするならば、一体どういう資金計画が具体的にこれに対応していくかということです。

う個々の具体的問題として処理していく、こういうような態度でそれぞれの事務当局を鞭撻しておる最中でござります。どうか御了承いただきたいと思

あります。

ぬ。それを今話しているようなそんなんばかりなことはない。そうだとすれば、池田内閣の石炭政策に対する怠慢です。

て石炭の合理化計画に対する資金として、当いうものは当然やるべきものでございまして、三十六年度の石炭業向けの開発銀行の貸し出しは、今のところ八十億を予定している。これはこれで当初の計画通りの合理化は進めて、通

常の計画に乗じた合理化資金というようなものの手当は、もう私どもはしてございません。問題は緊急を要する間接費に対する資金をどうするかということをございますが、国の財政投融资も、御承知の通り、繰り延べの措置をとつて

いるときでございまして、今余裕のないときでございますので、これをどういう機関を通じて、どれだけ捻出しあうかというのが実際は問題で、簡単な仕事でございませんので、関係者で今研究に入っているときでございます。

先ほど私が申しましたように、あなたの質問が一目早かつた、きょうは十分満足なお答えができるないかも知れないからと事前にお断わりしたのも、そういう意味でございまして、今やつてあります。

○瀧井委員 私が言うのは、一体検出可能の金融機関というものはどういうものがあるかということなんです。今、開発銀行が八十億ですね。ところがこれでは足らぬ、こうしたことなんですね。だからプラス・アルファをどこかで、緊急な対策としてしなければならぬ。そうすると、開発銀行の八十億はきまっている。しかもその八十億の行く運命もきまっている。どこに何に行

くと、およそきまつてゐる。それでは足らぬので、緊急に措置しなければな

○瀧井委員 これで終わりますが、ま
いぶわかつてきました。一々こうい
ておるうちにだんだん出てきたのです
が、最後に一つだけお尋ねしておきたい
のですが、開発銀行は八十億でござ
ります。この

○水田国務大臣　今、中小炭鉱に対する措置が十七社ございましては通産省の推進がございまして、そのうち中小炭鉱向けは幾らござるのですか。

○滝井委員 この十七社というのは中
て、金額として大体十一億円くらいの
申し込みがあります。

小炭鉱ですね。そうしますと、問題はその実績が一体どうなつておるかということです。

○佐川説明員　開発銀行の中、小炭鉱のうち、けの買上げの実績は、ことしの八月現在の残高で五十三億六千八百万円です。

○滝井委員 金融の問題は最終的にはもう一日、二日待てということですかね、待たしてもらいますかが、一つ十六

検討をお願いしたいと思います。資金の問題は今後の長期計画を立てる上に一番大事な問題でございますが、今の

答弁でおぼろげに推定がついてきたのですが、最終的にはなお一日、二日待たしていただきます。

今まで需要の拡大からさらに資金計画について質問をしてきたのですが、同時に、今度炭鉱のスクラップ化をまだんだん実施していくと、関係の自治体

振興の問題が出てくる。そうすると、

豊成田地で一番悲惨な影響を受けておるのは、何といっても筑豊成田です。筑豊成田が、たとえば山田市のときだけ、昔の山田村に返らうとする、こうい

状態にきておるのでですが、ご存じの通り、九州は日本一電力の高いところで

す。電力料金の高いところに産業は興らない。こういうところに揚地発電より産炭地発電という理由も出てくるこ

とにかくと思うのですか。しかしもう
いう前に産炭地振興をしていく主体と
いうものを作らなければいかぬことに
なるわけです。今それぞれの町村が

やつておりますけれども、それでは統一貫した産炭地の振興はできない。そうなりますと、産炭地振興の事業団

というものを作らないと、振興の方向なり、まとまつた、びしっとしたものができてこない可能性がある。この事

○佐藤国務大臣 なかなかむずかしい問題でござります。もちろん、これか業圧というものはお作りになるお考えですか。

問題でございまして、それが
から來年度の予算折衝なりますが、當方
でいろいろ工夫しておる最中でござい
ます。うまく予算の成立を見ることが

○**滝井委員** あなたの腹がまえをお聞
できるかどうか、非常にまだ疑問な点
があります。

きしておるので。僕は割合一つずつ
ずっと墓石を置くように尋ねてきたの
ですが、やはり相当スクラップ・ガウ

ンをしていくということになれば、たとえば第豊に八十万から百万の人口がある、これが半減をして急激に四十万、五十万になるということになれ

広域職業紹介というあのやり方が、必
然、これはどこかに民族移動をさせな
ければならぬ。その民族移動をさせる

すしもうまくいかなかつたということです。労務者が停滞をしてうまくいかなかつた。だから、産廃地を何とか振興しなければならぬという、ああいう

立法になつてきていると思うのです。

立法になつてきていると思うのです。
そうしますと、そのにない手である産
炭地振興の事業団みたいなもの、何か
主体を作るかどうかということの大辯

ますが、今合理化の買い上げがあまり進捗しないのです。一体この進捗をしない原因はどこにあるかということですね。

大臣の指摘されたように、鉛筆その他
の跡始末をやらなければならぬからで
す。そこで、この場合にどういう方式
がとられるかというと、御存じのよう

だから、帳面の上ではなるほど多くの炭鉱が買い上げられたことになつておるけれども、一体跡始末がその買い上げられた炭鉱全部についておるかという

○今井(博)政府委員 来年度は、あれ
とは別に、直接に金融をするような制
度を保証するという。あれとは別にお
考えになつてゐるわけでしようか。

○佐藤國務大臣　産炭地でしばしば対策を必要としておりますものに、鉱害の腹がまえ、これがないと、大臣、予算折衝してうまくいくかどうか見てか

に、一億円で炭鉱を買い上げてもらいます、ところがここに鉱害が一億ある

と、ついていない。私はここを大蔵大臣に聞いてもらいたいと思つたが、

度を考案したい、こう考えております。
○滝井委員 そうしますと、直接に金

ちというのでは、白虎隊ではないけれども、白装束を着て切り込んでいくところが、白虎隊ではない。産炭地に乗り込んで、それじやしようがないですよ。

地等の形成といしますか、そういう意味の事業団を考え、これが成立を期しておるというのが、ただいまの状況でござります。

○瀧井委員 さて、お話を聞くと、大日本帝国として、は、道筋、港湾、用地、用水といふ、経済基盤の用地を作つて、そしてそれを移住させ、かしそれは主として土地造成、団地を作つて、こういう構想ですが、土地造成ですが、というと、日本の経済基盤では、道筋、港湾、用地、用水といふ、経済基盤の用地を作つて、そしてそれを移住させ、

内滑にそれらの点を解決できるような方法はないか、こうすることを検討してみますと、今の鉱業権そのものの処置といいますか、それが移るような形の点が一つは難点じゃないかというよう指摘されますので、今後の休廃止の場合にこれらの点を跡始末ができるようになります、これが一つのポイントになります。

現在前半よく動いてる炭鉱の系譜を
こっちにつぎ込む以外にない。そうす
ると、動いておる炭鉱も足を引っぱら
れてだめになる。このように、金はな
し、とてもみな困つておるのに、銀行
は金を貸さないのである。そうすると、
買い上げられたその金で、なんぼかも
らつてやろうとしておったのだが、留
保されてしまう。一方、池田内閣の經
済の失敗で、物価が上がった、劳賃が
上がった。従つて、一億で鉱害が復旧

○今井(博)政府委員 鉱害の処理が、非常に山の整備のポイントであるといふことは、御指摘の通りでございまして、整備をするにあたって、鉱害を處理する金をどういうふうにして調達するかということで、いろいろな案を実は考えて参りましたが、今回の合理化

だ予算の要要求中でございまして、どういうふうな結果になるかわかりませんが、技術的にその担保をどうとるかという点まで、実はまだ細目の検討に入っておりません。しかし、こういうものを考えましたのは、実際問題として現在の炭鉱には、担保が非常に行き詰まっておる、担保が非常に少なくなつてきておるということから、こういう制度を考えておりますので、あまり過

○ 滝井委員 そこいらあたり、もうちょっと
としつかりねじを巻いてもらっておか
ないと困りますね。事業団はぜひ一つ
やってもらわなければならぬのです。

○ 佐藤国務大臣 さようでございま
す。

○ 滝井委員 次に私が問題にしたいのは、維持難
易やその他能率の悪い炭鉱を能率をよく
し、能率をよくできないものはスクラン
ップにしていくことになるわけです。
ところがこのスクランップの過程で、
一つの大きな問題が出てきている
わけです。それは大臣御存じだとと思
います。

○瀧井委員 その鉱害とか廃山の跡が末をできるよう、具体的にはどういふことをおやりになるつもりなのかと。いうことですが、一つ私具体的な姿を示してみたいと思います。それは中小の山が買い上げられる。買い上げられますと、この事業主はやはりどこかに転換をしなければならない。その買い上げられたお金をもつて何か新しい事業を興してもらえば、そこに雇用しておった労働者をまた吸収することができるわけです。これは、やはり炭炭地振興にも重要に結びついてくるのですが、今それができないのですよ。それはどうしてできないかというと、

おった事業団が、物価が一割も二割も上がったから、一億では足らぬようになった。事業団で手出しをしなければならないが、手出しをする金がない。だから事業団は、一億の金を抱いたままでじっとしておる。だから、最後には事業団も追い詰められますよ。鉱業権者も追い詰められる。そして、一番困るのはだれかというと、労働者ですよ。労働者は離職金ももらえなければ何ももらえぬで、ぶらつと滞留しておる。しかも、鉱害の被害者も困つておるわけです。こういう状態です。これがいわゆるスクランプ化の現状です。

法の改正による整備基金の中に鉱害の処理に必要な金の保証をするような仕組みになっております。しかし、これではまだ不十分だと思われますので、やはり直接に鉱害の処理資金が現ナマで貸せるような制度にまで持つてはいかないといかぬのじやないか、こう考えまして、来年度は退職金のほかに、鉱害の処理資金というものを長期的に金融できるような基金を設置したいと思いまして、目下予算の要求折衝をいたしております次第でございます。

○滝井委員 とにかく、現在の合理化をやつしていく上に、留保金、あるいは保証金と申しますか、それをおとりになつた事業団もお困りになつてゐる。とられた事業主も困つてゐる。そしてその事業主に使われておつたところの労働者も困る。その事業主によつて受けた鉛害の被害者も、みな困つてゐる。だから八方ふさがりですよ。従つて、この際物価その他が値上がりをしますと、事業団も困るのでですから、事業団に何らかの使い得る資金というものが与える必要があるのであります。たとえ

が、これは名前を言つてもいいのです。有名な岡崎林平さんの真岡鉱業というのがある。これは留保金が少なかった。少なかつたが、それをはるかに三千万円も四千万円もこえて、結局鉱害を処理しなければならぬことになつた。従つて、その事業団はそれを出し済るわけです。まだ幾ら出すかわからないといふような状態です。従つて、買い上げられておるのだが、まだ最終的に片づいていないということです。こういう形のものが、私は今後至るところに出てくると思う。そうすると、そのことは労働者も困るし、事業主も困り、みな困つてしまふ。こういう形になつて、今事業団と岡崎さんと裁判をやらなければならぬということになつてゐるわけです。こういう点を、スクテップをやる方針をお出しになつたならば、最後の最後のところまできちつと国が責任を持つ姿をおとりにならぬと、一番底辺にあって圧迫される人が困るわけです。

おやじの名前で残っている。そうすると、今度やった人は鉱業権者じやない、元のおやじの名前でやっている、こういう問題が出てきている。これは合理化にかけようもどうしようもない。おやはどこかへ行つて無資力の形になっている。しかし、山は動いている。鉱害はどんどん拡大するけれども、とにかく石炭は出てきているという状態です。もう少しこちらあたりの合理化——坑口の開設の制限その他を、相当ことしからは制限しているということを、昨日だつたか答弁がありましたけれども、小型坑道といふようなことで幾らでもでき得る。通産大臣が認めた以上の能率がなければやつてはならぬといっておつたが、小型坑道がならうらしいというので、小型坑道では通氣がやつてしまつた。小型坑道では通氣が悪いから保安で人が死ぬ、こういう形が出てきている。こういう問題を、われわれは石炭政策の転換にあたつて、ぜひきっちつとしてもらいたいと思うのです。これは恒久的な問題にも関連するが、同時に当面すでに、行政的な大きな隘路として出てきている問題ですから、速急にこれは大臣、専門家を督励していただき、具体案をきちっとしてもらう必要があると思うのです。

○流井委員 大蔵大臣がおらぬようになつたから、金融の問題ができませ
から、これで一応やめますが、最^終
に、いろいろと石炭政策をおとりにな
るわけですが、そうちますと、石炭だ
に特に金をよけいに一般財源からと
ていくということになると、これは昨
年も私はそういうことを感じたのでと
が、去年非常に通産省の石炭局は金
よけいに食つた、ところがことしも同
じ通産省の石炭局がよけいに金を食ふ
と、通産省の他の局が財源が一定して
おるから押えられる、こういう問題が
あるわけです。そこでこしと石炭を何
とかしなければならぬというので、不
炭局がよけいにとると、やはり他のもの
のに影響してくる。これは私たちが勉
強している厚生省でもそうです。保険
局がよけいに金をとると、他の児童局
なんかに金が回らぬですよ。だから、
みんな保険局を恨むという形が出てく
るので。そこで石炭政策というものを
いよいよ本格的にやりになる場合には、
これは財源を見つけなければいけ
ぬと思います。一般会計以外の財源
というもののを見つけて、そうしてそれ
ができるだけ確保して、その財源によ
ってきちっとした独得の石炭の政策
をおやりになる、こういうことが、わ
れわれが政策を立てる上に——非常に
特殊性のある緊急事態を開いていく
のですから、やはり特殊な財源を見つ
けるといふことが必要なんです。これ
について水田大蔵大臣に尋ねたいので
すが、いませんから、佐藤さんとして
はどうお考えになつてありますか。

同様の意見ではございません。もと
と通産省の予算は非常に少ない予算
ございます。総体で二百三十億程度
ございますから、五割増し程度の予
算も、これは組める予算ではない。た
まもなお難航を続けておるような
況でございますが、しかし、大体金
額的には河歩み寄りができまして、
算要求をしようとすれば正式に受け
ける段階に、ここ一両日中で片づく
題ではないか、かように思います。
かしそれにいたしましても、総予算
非常に僅少でございます。従いま
て、要求自体がただいま申し上げるよ
りでございますから、大蔵省と話の
予算総額もおよそ見当がつく。そ
すると緊急な対策、たとえば石炭対策
であるとか、あるいは中小企業対策
あるとか、あるいはまた自由化に対
する諸政策、これは主として輸出振興
問題になりますが、そういうことを考
えますと、予算の編成は非常に困難を
ござります。ただいま幸いにして石炭
関係閣僚の会議を開いております。
ういう意味で石炭についての理解を深
めて、石炭対策に万遺憾なきを期して
おる、こういう状況ではございます。
しかし、ただいま御指摘になりますと
うに、特殊な財源、具体的に申すなら
ば重油あるいは石炭等についての税の
引き上げによって財源を確保する、こ
ういう事柄にだんだん話が向いてくる
いという形でなしに、種々研究はいた
しております。しかし、かねて申し上
げますように、エネルギー源そのもの
は低廉であることことが望ましいのでござ
いますから、必ずしもこの策が当を想

たものとは今なおお考ててはならぬであります。しかし總体の予算案の問題として取り上げておる実情を申し上げて、御了承願いたいと思います。
○滝井委員 特殊財源については検討中だ、重油、石油等に對して税を課すが、重油の関税をぎりぎりの一割のところまでとる、こうしますと、現状は、その際どの程度の財源が出るか、これをちょっと参考までに教えただきたいと思います。
○古沢説明員 石油関係の関税でございますが、現在重油につきましては五百七十円、それから原油につきましては三百二十円、関税がかかっております。それで本度の税収の見込みでございますが、税関係で大体百四十一億円、こういふうになつております。それをかり一割にいたしますと、現在関税は從関税になつておりますが、大体百八五千円としますと五百円くらいになりますから、現在の二百二十円との差は百八十円というになります。これがかりに来年度の原油の輸入の見みが四千キロリットルとしますと、十二億ぐらいのものがよけいにどれ場合に、石炭そのものを考えてみると、五千五百万トンで、四千円としまつ一つの生産高と同じくらゝもので、炭鉱の応急的な対策をとろうとする場合に、石炭そのものを考えてみると、五千五百万トンで、四千円としまつも二千三百億程度なんです。八幡製

し鉄てるるえ る七込そ額りがす十量にう閑年のれ〇ざ てのにがとすと討す申つめい

です。そうしますと、一兆九千五百二十七億というのがことしの予算であります。来年度はこれが二兆三、四千億になる。この中から百億やそこらのものを出せば問題は片づいていくわけなんです。お互いにこうして目の色を変えてやっているのだけれども、日本の国内資源をどうするかという腹がまえを少し政治家がお持ちになれば、考え方としてはそう私は大きな問題ではないと思う。というのは、総生産高が二千億くらいの問題なんですから、それが今非常に大きな燃料という生産の基礎をなしている。こういうことですけれども、これはお金に換算してみると、八幡製鉄一社くらいの問題なんです。だから、こらあたりに私は政治家の腹があると思う。幸か不幸か、こういう重大な石炭の転換期に実力者の佐藤さんが通産大臣におなりになつてあります。だから、これを機会に片づける以外にない、こうわれわれは考えております。

いろいろ悪化をつけましたけれども、われわれも馬の足になつて犬馬の労をとらしてもらいますから、どうか

おいで、大いに石炭政策の前進のため

にがんばっていただくことをお願いし

て、私の質問を終わります。

○有田委員 中村重光君。

○中村(重)委員 数日来各委員の大

臣との質疑応答で、非常に重要な石炭問

題の焦点が一応浮き彫りにされてきた

という感じもする、また、問題の解決

の一つの路線が見出されてきたという

ような感じもするわけであります。

しかし、どうした質疑応答の中で非常

に疑問な点があるわけであります。そ

れをずっと一応メモしてみたのであります。

いろいろ具体的な問題は、法案

審議という形におきまして後日質問す

ることにいたします。その疑問点を、

原則的な質問になりますが、「一応お尋

ねしてみたいと思うのであります。

石炭の生産というものを、三十八年

度までに五千五百万トンにするのだ、

こういうことであります。ところが、

中川委員も指摘されましたように、石

炭の埋蔵量というものは、現在確定埋

藏量二百億トンといわれております

が、ボーリングその他を積極的にやる

ことによつて相当な生産が期待される

のじやないか、そういった予測がある

わけであります。しかし、五千五百万

トンというものに生産をくぎづけする

といったような考え方を大臣は持つて

おるのではないかというふうな印

象を強く受けたわけであります。石炭

は言うまでもなく国内の重要な資源であ

りますから、そこで通産大臣は、国内

資源である石炭を積極的に開発する

という意思を持っておられるのであるか

どうか、まずその点に非常な疑問を感

じたのであります。

○佐藤国務大臣 別にくぎづけするつ

もりはございません。ございません

が、ただいま計画し得る数字が五千五

百万トンだ、こういうことを実は申し

ておるのでござります。五千五百万ト

ン以上でなければならぬとか、以上は

困るとか、こういうことを実は申して

おるわけではございません。誤解のな

いよう願います。

○中村(重)委員 もちろん、以上は

見えないのだ、そういうことは言われま

せん。しかし、現在の経済ベースに乗

る石炭の出炭というものはまず五千五

百万トンだ、そういう答弁を、昨日

中川委員の質問にもされた。そこで、

ましては、ただいまいろいろと御答弁

がございましたけれども、やはり現在

の石炭政策の隘路というようなものを

どういた計算、どういた石炭政策

の面から割り出そうとしておられるの

か、その点疑問に感じるのでございま

す。

○佐藤国務大臣 五千五百万吨、千

二百円下げるというのは、一応重油との

比価を考えるというのでございまし

て、それが当時の経済ベース、こうい

う考え方であります。しかし、その後

重油の値段はどんどん下がつて参りま

したので、ただいまそこまでは追いま

う考え方であります。

○佐藤国務大臣 中村さんと私と基本

的にあるは考え方が違うかもわかり

ませんが、今御指摘になります点で、

打開していく、そうしてこの増産を強

め、どうお考えですか。

○佐藤国務大臣 昨日の答弁の中で、

将来わが国の総合エネルギーの中心は

石油に移る、そういうことで、逐年石

炭の総合エネルギーの中に占める割合

が低くなつていくということを数字を

あげてお示しになつておられる。そ

いつた大臣の答弁の中からうかがわれ

るものは、どうしても五千五百万トン

というものを大臣は頭の中に描いてお

り、それを突き破つて国内資源である

石炭の生産を積極的に上げていこうと

いう意欲が、非常に弱いという感じを

強く受けるわけです。今各委員から指

さるところが、やはり相当重要視されて

くるであろうが、そういった場合

にも、この石炭産業のわが国の総合エ

ネルギーの中に占める位置づけとい

うのが漸次石油に移っていく、そのこと

はやはり否定できない、そのように私

も考える所以であります。今大臣は、い

ほど来申し上げたような数字でござい

ます。

○中村(重)委員 大臣の御指摘の通

り、わが国の総合エネルギーとい

うのが漸次石油に移っていく、そのこと

はやはり否定できない、そのように私

も考える所以であります。今大臣は、い

ういふと意見もある、しかし、ほんと

うに石炭の増産がどの程度できるので

あるかということに対する疑問とい

うようなこともおつしやつたわけでござ

ります。ところが、今石炭の抜本的解

決策としていろいろな意見が出されて

おると思います。たとえば鉱区の統合

があるが、これを何とか開拓していかな

ければならないじやないか、流通機構の問題というのも、これはやはり一

を持つておられるかどうか、検討の結果、具体的な問題もそこに現われてお

われとしてはできるだけの実績を上げておる、こういつもりでおりますが、なお、この点はさらに具体的なケースとして、もとと検討した、と考

えています。

○中村(重)委員 事務当局の答弁としては、それ以上のものは言えないと思う。私がお尋ねするのは、大臣の心が

これについて私は反対するものでもございません。しかし、問題は、やはり円滑なる行政の遂行ということは、これはやはり政治のあり方として望ましいことでありますから、ただいまやつておることが間違つておるとも思ひます。せんし、またこれはもう少し理解を深めるならば、必ず協力を得られる二重

が、そうしたことからいたしまして、流通面といふものは、当面最も積極的に取り組んでいかなければならぬのではないか、その点に対しましては、ある程度具体的な考え方というものがある大臣の胸中にあるのではないか、その点について伺つてみたいと思います。

を傾けていないということはあり得ない、同時に、そうした面に対して十分な検討がなされていなかった。

十分検討を続けて参つておるわけであります。従つて、鉱区調整の問題としましては、三にて見三行又言事で、了

まあ、これに取り組む態度というものをお尋ねするわけです。昨日来御答弁がありましたが、私企業であるということにおいて非常な困難性がそ

じやないか。ことに最近の炭鉱事業に對して政府自身がこれだけ熱意を持つて育成しておるこの事態から申すならば、經營者といえども、必ず政府の者

○佐藤国務大臣 石炭関係では、たゞ

石炭の問題の路障というものが大きく打開されていく面があるのでないか、こう思うわけですが、そうした点に対しては、大臣はどうお考えになつておられるか。

に横たわってくるということは、これは否定できません。しかしながら、石炭産業が国の基礎産業であるということの事実、さらには資本主義国家におけるましても、御承知の通り、イギリスは国営であり、フランスは公営である。

え方を理解し、協力してくれる、かように考えておりますから、行政指導の面でさらなる効果の上がるような実績を一つ積みたいものだ、かのように思っております。

なか大へんな問題であります。こういったところに一つの問題がある。また、流通機構としての配炭公団というような構想があるかと言わると、ただいまそういう考え方の方向には進んでおりませんが、流通過程においての

これはもろしづば発表いたしております
ますように、原料炭重点に開発していく
くといふ基本的な態度をとつております
す。そうして、いわゆる鉱区の整理ま
た統廃合、あるいは租鉱権の問題、こ
れなども今日まであるいは業界等の諸
し合いにまかせておる面ももちろんござ
いますが、場合によりましては、さ
らに行政指導、行政あつせんを必要と
するのじやないか、かようて考えてお
りまして、そういう点についての検討
ははもちろん統けておるような次第でご
ざいます。

いろいろいわれておりましたが、なかなか動かすことができないという実情がございまして、やはり、これをやりますには、先ほど申しましたような、相当の権限を持ちまして政府が決定する、そこまでのものを持ってやらないと、これは童頭蛇尾に終わるという事情もございますので、鉱業法の審議会はこの点も相当議論をいたしておりまして、その辺とにかく一步前進した規定を作る必要があるのじやないか、こういうふうに審議が進められておる状

私企業であるドイツにおきましても、流通面におきまして相当國がこれに對して統制を加えているという、こういう事実、このことからいたしましても、日本はそうしたヨーロッパ諸國以上にこの石炭問題というものは深刻であるということを考えるとき、現在の鉱業法がどうであるとか、あるいは財産權の問題が非常にむずかしいからと、いうようなことで、從來のからを一步も出ないという考え方であつては、このむずかしい石炭問題の解決はあり得ない。そういうことから申しまして、大臣はどうほどの熱意を持って、この

最近石炭問題の重要性が大きく浮かび上がりてきて、これに対し通産大臣を中心として、前向きの姿勢をもつて取り組んでいこうとしている意欲は、率直に認めるわけであります。従いまして、私どもも、この問題は、全く党派を越えて、イデオロギーにとらわれてこれを云々すべきものではないのだ、そうした考え方から質問もしておられるわけであります。石炭産業が私企業であるというようなことではありますけれども、今までも国がいわゆる金融問題あるいは流通面におきまして、いろいろなところに對して関与してきること

○中村(重)委員　流通上の問題といふものは、統いて御質問申し上げるコスモト・ダウンの点に関連して参りますので、あとでまたお尋ねしてみたいと思います。

先ほど滝井委員の質問に対し大臣は、合理化計画を樹立した当时と異なってきておる現在の条件の中において、石油の問題によりの難いこと、三

○中村(重)委員 そうした問題というの、通産省としても今まで十分検討されてきておると思う。従つて、長所というものはやはり多分に割り出されござりますが、その点に対して大臣は積極的に取り組んでいくこうという意欲

態であります。従つて、現状の範囲内でやり得る鉱区調整という問題になりますと、やはり一々具体的なケースをつかまえて、なるほどこれはやつた方がいいというものを取り上げていくより今のところとしては処置がないといふことで、その範囲内においてはわれ

○佐藤国務大臣 ただいまの点は、事務当局からもお答えいたしましたし、また中村さんの仰せになりました点、石炭対策の抜本的解決というものに乗り出そうという意欲を持つておられるのであるか、その点を伺ってみたいと思ひます。

いう事実、これは否定できないわけであります。具体的な問題といたしまして、新昭和石炭というものがある。これによつて需要供給といふ面におきましてある程度安定的な施策といふものが講ぜられてきたということは、これは認めなければならぬと思うのです。

十八年度まで計画通りにこれを実施していくのだ、こういう御答弁があつたわけであります。この点には私は非常な疑問を感じたわけですが、それにまつと具体的な内容というものが示されなければ、これを石油と切り離すとなおっしゃつても、これはなかなか簡単

われで。ボイラー規制法といふものもすでに失効していくくという時期になつてゐる。それに對しては、今一応こういう数字は出たのであるけれども、引取契約といふものも先ほどお示しにはなりましたけれども、情勢といふものは、池田内閣の高度経済成長という形において大きな狂いを来たしておるという面からいたしまして、必ずしも今まで立てておった計画がその通り推し進められていくというようには考えられない。やはりそこには法的な強力な規制といふようなものがなければならない、私はそう考えるわけなんです。ただこういう形で需要はやるのだというようなことだけではなしに、もつと具体的な基礎の上に立った御答弁を願いたい。

と思ひますが、そこまでは考えなくていい。これでいいのじゃないか、大丈夫ぢやないか、こういふうに実は思つておるわけでございます。問題は、一方的な協力ということよりも、やはり業界で話し合っていくことが一番望ましいことでござりますし、また、都合によれば、自分たちの方はもつと炭が炭の出戻の将来等を考えるなら、むしろ弾力的な条項のある方が望ましいのぢやないか、かようにも考えますと、私は現在のあり方の方がむしろ望ましい姿じやないか、かようにも思います。もちろん、これを実施しまして非常な不都合がくれば、その次の段階ではまた工夫しなければならないものがございましょうけれども、ただいまは、私どもはその心配を何らいたしておらない実情であります。

しゃるのではなかろうか、私はこう思
うわけであります。先ほど来、大蔵大臣にいたしましても、また通産大臣も、現在までのところは、合理化は計
画の通り進んでおるというような御答
弁が実はあつたわけです。数字としま
してはそういうことであらう、こう思
うわけですが、この合理化の過程にお
いて非常に深刻な問題が起つておる
ということは、大臣も率直に認められ
るのではないか、こう考へる。い
わゆる労働問題、首切りであるとか、
賃下げであるとか、あるいは労働強化
であるとか、もちろん問題が起つて
おるわけでありまして、大きな社会的
問題に発展をしておる現在の状態であ
ります。このことを考えてみるとき
に、これから先の三十八年度までの計
画というものが、今までのようなそぞ
した労使関係をもつとなめらかにし
て、そして労使の関係が非常に協調さ
れて、大臣が期待するような形におい
て推し進められていくことが考
えられるかどうか、この点に対しても
大臣の考え方を一つ伺つてみたいと思
います。

いうものが出でておりますし、また、いろいろな事実はそのままお認めになるだらうと思います。あるいはまた、千一百円下げの場合に予定した賃金のアップ率は、大体三%といわれておりります。しかしながら、總体から見ますと、必ずしも三%ではない、それよりもやや上回っている面がある、こういう事態もあるようございますから、必ずしも計画通りにびしつと何もかもかねそろっているわけではございません。しかし、私どもの考え方からいたしませんならば、自由経済のもとにおいては、大体大筋は計画に乗つておる、こういうことが言えると思うのです。

ところで、ただいま御指摘になります労務関係の問題、これも先ほどお話をありましたように、今後の問題といつしましては、安定産業としての労務確保、こういう道が開けなければならぬないということは滝井さんにお答えいたしましたが、その場合に問題になりますことは、賃金のあり方といふものが一つの問題でしよう。だからこそ最終評議の諸君も今回、一万二千円の最低賃金制を採用してくれ、こういふことを言っておられるのだ、かようじ実は思います。こういう点が今後改善される面ではないか。なるほど賃金が八千円もカットされた、あるいは五千円もカットされた、ちょっと想像のつかないようなカットが行なわれております。しかも、それを組合側もやむを従ざる状態として了承されておる。こういう点が最近における新しい労使の関係だと私は思うのであります。これ山自身もかわいい、また自分たちの職場自身もかわいい、炭自身がかわいいんだ、こういう観点に立つての妥協

すべてからざるものと交渉した、こういふ氣持も多分におありだらうと思いますが、やはり一部においては、在來の炭鉱賃金の姿といふものが、必ずしも各鉱の間に十分均衡のとれたといふものでもないという、そういう点についての反省もあるのじやないかと私は感ずるのでございます。今回の、炭鉱が安定産業として今後育成、維持される、こういう観点に立つてこの事柄は、炭鉱を職場にする経営者並びに労働者だけでなく、国民全般も石炭産業といふものに新たな認識を持っていく、これが一番大事なことだらうと思うのです。そういうような事柄ができるならば、労務の確保についても、いわゆる中高年令層の人ばかりになるというような危険もなく、順次新しい労務者の補給もできるでしようし、また働く人も将来に希望が持てるということになります。ただ、どうぞ思ひます。ことに滝井さんの質疑の中で強く私どもの胸を打ったお尋ねに、かつては炭鉱は去る者も地獄、残る者も地獄、こういうような言い方をされたが、去る者も残る者も仕合せだといふような炭鉱産業にしたいんだという、こういう氣持は、今後は新しい意欲をもつて労使双方に芽はえてくるのじやないか、それを私どもは強く期待する。そういう気持があり、そして一面において私どもが石炭産業を安定エネルギー源としてこれを維持発展させていく、こういう点へ結びつけていきたいものだ、かようには思ひます。今回幸いにして、これには池田総理も指摘いたしておるところでございますが、今回の石炭対策の面では組合側も一体になり、また経営者側も大手といわば中小といわば一

体になつて、今までいろいろないきさつがあつたにかかわらず、これが一歩の姿でこの炭鉱問題を解決しようとしておられる、これは不幸中の幸いだ、だから、この点をどこまでも生かしていきたいということを総理自身もものだ、かようには思つておる次第述懐しております。

○中村(重)委員 確かに大臣が今答弁されるように、これは当然のことながら、積極的な態度をもつてこれに取り組んでいこうという意欲は、先ほど申し上げた通りに、私ども認めておるわけであります。ただいまの御答弁の中にございましたが、現在賃金カットとなつてこの石炭問題の解決に当たつていかなければならぬ、こう考へるわけであります。ただいまの御答弁の中にございましたが、現在賃金カットといふものが次から次に起つてゐる。その中には、大臣の御指摘の通り、賃金ベースとしては最高の賃金をとつておつたある炭鉱においてカットが行なわれたというような、そういう例はござります。しかしながら、相当大幅の賃金カットが行なわれておる炭鉱において、平均賃金よりも下回つてゐるところが賃金カットをされておる。こういう事実もあるわけであります。私どもが非常に心配いたしましたのは、先ほど大臣の答弁を伺つてみましても、法的な規制をしない、三十八年度までは計画の通り千二百円ダウンの合理化を実施していくんだ、こういうことであります、先ほど米瀬井委員から指摘がありました通り、器具機材というも

のも上がってきておる。その他いろいろの条件が悪化してきて、非常に困難になつておる。こういう中においてこれを計画通りにお進めになつていくと、いうことになつて参りますと、やはりどこかに無理が要求されてくるのではないか。その無理というものは、今まで非常な無理が行なわれてきた炭鉱労働者に対するところの、一方的な犠牲として強要されるのではないかといふことが心配されるわけであります。もちろん炭労の労働者諸君をいたしましても、このことに対して非常に心配をしておるだらうと考えるわけであります。大臣は十分通産省の事務当局の説明によつて御承知になつておられると思いますが、炭鉱の労働者の絶対量というものは、今減つておるわけですですね。それにもかかわらず、他産業と比較いたしまして三倍、四倍という災害が出てきている事實であります。毎日二人ないし三人の炭鉱労働者が死んでゐつて、昭和三十四年と三十五年を比較し、あるいは昭和三十六年度の実績といふものの今までのところを見ても、やはり労働者に相当強いしわ寄せが行なわれておるのではないかうか、ということが考えられるわけです。一七トンという出炭をしよわされる、こゝいう計算になつておるようあります。これらの点に対して、今までの合理化のように、いわゆる労働者に大きめの犠牲、非常に無理な犠牲が要求され

たとは大臣はお考えになつて、いらっしゃらないかどうか。今後計画通りお進めになるという点について、なお、経営者にこれを期待するという場合において、今まで通り、あるいは今まで以上の労働者に対する犠牲が要求されるという心配は、大臣は持つていらっしゃらないかどうか、この点に対しても伺ってみたいと思います。

○佐藤国務大臣 おそらく今後の問題は、ひとり炭鉱ばかりではないと思いますが、適正な労務管理がなされない限り、生産の向上などはないと思します。ましてや炭鉱のごとく、機械力の範囲が比較的狭い産業部門においては、労務管理が十分手厚いものでないところ、なかなか生産の向上を期することはできぬだらうと思います。これらの点は、経営者といわす、それぞれの部門の人人がよく理解しておることだと思いますし、また過去の合理化等において、あるいは労務者の負担において合理化が行なわれたということをしばば聞かされるのでござりますが、一、二の例を考えてみますと、炭鉱の労務者も、戦後の炭鉱労務者は大手においては非常に改善されておると私は考えますし、いわゆる労働者の犠牲においてといふことは、現実の問題として私は思います。ただ最近のように賃金カットが行なわれたり、あるいは離職者が出て申しますように、賃金カットそのものにいたしましても、適正な賃金であることが望ましいのでございますし、そういう意味においてはやはり

ごしんばう願わなければならぬこと、ことに先ほど指摘するように、一千五百円下げの際に一応予定したものが三割の点は、私は、必ずしも労務者の犠牲とはいえないのじやないか、ただ問題は山が休廃山する、あるいは非常機械化が行なわれて、労働者が職場を失ふ、これは失業対策あるいは再就職の機会が与えられるにいたしましても、明らかに犠牲といふことが言えるかと思います。しかし、犠牲に対して國あるいは経営者なりがそれに対する手厚い処置をとりますならば、そこでごんばうが願いたい、かよう私どもは考へる次第でござります。

現象として重視しなければならないの現象として重視しなければならないことは、第二会社とか租礦権返鉱といふものが非常に増加してきておるといふ事実であります。このことは、やはり低賃金で労働者を使つていこう、そういうふたような意図が中心になつておる、こう思うわけであります。このこととも合理化といふものの非常に無理な推進が行なわれてきておるといふの証左であろうかと思うわけであります。この点に対して、大臣はどうお考えになつておるか。

○佐藤国務大臣　社外投資というものが、これはもちろん問題は程度の問題間題であります。あるいは十分利益が上がり、そして石炭業の方にその利益を回してくれるなら、一がいに悪いとは言えないと思います。しかし、それが主たる事業になつて、石炭業が刷になるようでは、これは御指摘のよくなきもあらうかと思います。しかし、石炭自身に課せられた使命を達成しなし、さらに余力があつて他の方面で活動すること、これは必ずしも一がいに悪いとは言えぬ、かように思います。ただ、真剣な炭鉱経営者としては節度整備あるいは新鉱の開発、これと同様に重大な問題として私ども対策を立てなければならぬ、かように実は思つております。事務当局でもいろいろ検討しているものがあるだろうと思ひます。

もう一つの租鉱権の問題、これは今後の石炭産業のあり方の面から見まして、先ほどお尋ねのありました鉱区の整備あるいは新鉱の開発、これと同様に重大な問題として私ども対策を立てなければならぬ、かように思つております。事務局でもいろいろ検討

○中村(重)委員 局長にお尋ねしたいのですが、租鉱権の認可基準ですね、この点が非常に不明確である、この点はもう少し明確にしなければならぬという答弁を通常国会でされたというふうに記憶するわけですが、今どういったような準備を推進しておるのか、伺いたいと存じます。

○今井(博)政府委員 この前の国会で、租鉱権の認可要件について答弁いたしました。それに基づきまして、現在の鉱業法によります租鉱権の認可要件、これは残鉱というものを経済的に開発する、こういうことが要件になるわけであります。この精神というものをできるだけ厳格に解釈して、炭量の非常に大きいものとか、過去に例がございましたそないうふるなものについては一切許可を与えてはいかぬというふうな現在の法規を厳格に解釈してやるよう、一つの基準を作りまして、その基準を、担当者を東京に集めまして、それは多少地区によってやり方が違いますが、厳格にやるような一つの示達をいたしております。

なお、特に租鉱権の中で、法規には該当しておるけれども、やはり相当問題だと思うのは、現地限りで処理してはいかぬ、これは東京へ持ってきて、東京の指示を仰いで処理する、実はこいういう指示もいたしてござります。租鉱権の認可の数は極度にしばつておるという状態でございますが、現地の実情からしまして、これを全部押えるわけには現在まだ至っておりません。

○中村(重)委員 時間の関係がありませぬのでこれで打ち切りたいと思うのです

ありますが、最後に大臣に特に注意を喚起したいと思いますことは、今までの合理化というのは、通常国会で多賀谷委員からも強くこの点を指摘されておりましたが、労働者のみの犠牲によって推し進められてきておるという、この事実であります。ただいまの問題の租鉱権にいたしましても、あるいは第一会社の問題にいたしましても、炭鉱労働者の首切り、賃下げ、さらには労働強化等々、数え上げて参りますと、これは全く労働者のみの犠牲であります。中小炭鉱の買いつぶしということにいたしましても、労働者の犠牲であり、非常に弱い中小炭鉱の犠牲といふものが出てきている。それに反してこの合理化の恩典に浴しているものは、いわゆる大手炭鉱であるという、この事実であります。ただいま大臣は、他の産業にいわゆる社外投資をする、それによつて得た利益によつて炭鉱経営をうまくやっていく、労働者に対するところの対策が非常にうまく行なわれていくというようなことであるならば、それでいいじゃないかという態度でございます。しかしそのことは、私は單なる御意見あるいは大臣にしゃられたような御意見あるいは大臣の答える通り進んでいないじゃないですか、この現実の上に立つて、そうして、切開してうみを出すものは出して、現在の石炭政策の転換といふものをやつしていくのでなければならぬ状態に追いやられてきておるという、この事実を十分一つ理解せられて、積極的に石炭政策転換の問題に取り組んでいただくようによく強く希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひ

○佐藤国務大臣 お答えするまでもないことだと思いますけれども、だいたい御意見をはじめてのお話でございましたが、御指摘の通り、現在の石炭産業に対する対策が、弱小者たとえば中小企業の犠牲において、あるいはまた労務者の犠牲においてなされるということがあっては相ならないと思います。そういう意味では、私どもも最善の注意を払って参るつもりでござります。どうかそういう意味でこの上とも御鞭撻を賜わりたいと思います。

○有田委員長 井手以誠君。

○井手委員 石炭の問題では、また後日全般的な問題を関係大臣にお聞きいたしたいと思います。本日は提案された臨時法の改正案にそいてだけお伺いをいたしたいと思います。

提案されました今度の改正案の緊急認定による緊急工事、これはかねがね私どもを要望した点であります。これは非常に大事な点であります。今後通産省では一年間どのくらい緊急工事の工事費を予定されておるのか、その点をお伺いいたしたいと思います。

○今井(博)政府委員 緊急認定制度によつてどのぐらいのものを年間考えておるかという問題は、緊急の事態の問題でござりますので、一応あらかじめどのくらいという範囲を予定いたしておりません。従つて、これは鉱害全体の資金量の中で、無資力認定のワクがござりますから、その無資力認定のワクの中で弾力的に操作したい、こう考えております。従つて、緊急認定については年間幾らというワクは考えておりません。

計画が立つわけですが、進行中の鉱害については、この緊急認定でなければならない炭鉱が非常に多いと思うのです。私の地区においても非常に多いのですが、あります。私はかなりの事業費をいし予算を用意しておかなくてはならぬと思います。私は当局としてそのぐらいの用意はあるはずだと思うのですが、どうですか。

○今井(博)政府委員 緊急認定は、この法律にござりますように、その鉱害がだれの責任かはつきりしない、こういう場合に緊急認定をやりまして、しかも一応応急工事をやろう、こういうわけでございますので、件数はかなり出てくるかもしれません、金額的に見ましてこれをあらかじめ幾らと予定いたしますして、これが非常にたくさん出て足りないということになれば、あるいは予算措置を考える、こういうことにせざるを得ないと思います。

○井手委員 その程度のお考えでは、緊急認定、応急工事に対する用意が私は足りないと思います。御承知通り、鉱業権者がはつきりしない、たとえば鉱区が競合したり、あるいは鉱害認定に至らない地すべりの関係があるとか、いろいろな事情で、加害者がわからない場合で、しかも民生安定のために緊急にやらなければならぬ工事は相當に上ると私は考えております。その点はお考えになりませんか。

○今井(博)政府委員 ただいまのところは、そう大きな額にならないのじやないかと想定いたしております。

間にやります場合には、毎年三十七億程度の鉱害を復旧しなければならぬ、こういうわけでございまして、現在では御指摘のように鉱害の処理は臨鉱法では毎年十七億程度の鉱害を復旧いたしております。そのほかに自己復旧とか打ち切り賠償とかそういうもののがありますと、おおむね十三億程度の金額になるわけでありまして、全体で三十九億程度の鉱害が一応処理されるということになりますので、この全体の処理量をもちろん増加せねばなりませんが、中心はやはりこの臨鉱法による鉱害の復旧量の現在十七億程度のワクを過ぎひとも二十億以上の数字を持っていて、こう思いまして、今予算を要りたい、こう思いまして、二十億以上に持つていてれば、この三百七十億程度の鉱害量は一応この十年間で解決できるのじやないだろうかという見通しをしてやつておるわけでござります。

ております。この中心問題は後日に議ることといたしまして、現在十七億程度のものを少なくとも二十億程度以上にいたしたいという石炭当局の態度は、これはあまりにも遠慮し過ぎた数字であると私は考えるのであります。しかし、それはそれとして、四百億前後の鉱害に對して、少なくとも二十億は必要だという石炭局長の考え方に対して、大臣はどうですか。あなたは実力者の筆頭でござりますから、そのくらい、二十億三十億の金はそうむずかしいことではないと思いますが、来年度予算には、一つ鉱害復旧の費用は、緊急認定ということもございますので、二十億以上に上るようにななたは努力をなさる御決意がござりますか。

○佐藤国務大臣 十分努力していくつもりでございます。

○井手委員 来年の二月は予算でお目にかかることがあります。その予算の数字であなたの真価がわかるわけですか。それを、私はあなたにげたを預けておきます。

この臨鉱法の改正案については、この前論議をいたしておりますから繰り返したくはないのであります。前の通常国会、すなわち去る五月二十九日の商工委員会におきまして、この改正案の質問を私がいたしました。同じ改正案でございますから、この会議録を朗読いたしまして、確認いたしたいと思います。

そこで午前中滝井委員から質問がありました今度の改正案の応急工事であります。が、こういう場合はどうなりますか、この例が非常に多いのです。鉱害であると一般には常識的

に思われるものが、科学的な調査が進まないために鉱害の認定が非常におくれておる、こういう例が非常に多いのです。たとえば、その周辺に地すべりがなくとも、ここは地すべり地帯であるから、鉱害とはにわかに断定できないということがよくいわれるのです。いま一つは、昨年あなたの方にもいろいろお世話になりましたが、多久のよくな問題、炭鉱が掘進を進めて参りますが、鉱区が隣接しておりますから、どちらの方の炭鉱が加害炭鉱であるが明確でないという場合、しかし実際には灌漑用水もない、井戸の水も枯渇しましたという場合には、それは加害者がはつきりされないから、にわかに鉱害としては認定できないというのが多久の問題である。そういう例が非常に多いのです。先刻一号と二号という話もありましたが、この場合はどうか、お伺いをいたしますが、急に灌漑水がなくなつて植付ができないというようなものは、今度の緊急事態と認められるかどうか、応急工事に該当するかどうか。灌漑水も非常に減つており井戸の水も枯渇して非常に支障を来たして自衛隊の出動を求める、そういう場合は、この緊急事態における応急工事として該当するのでしょうか。

いう、その認定の度合いにかかると思ひます。いま一つは、この鉱害の復旧は第一の原則が話し合いということを基礎にして行なわれておりますので、割合話し合いが簡単につきそうだという場合には、この緊急認定制度を活用することは一応差し控えまして、その話し合いを急速に進めるという方向で、やはり問題を解決したいと思います。たいまおっしゃいました多分の事態は、われわれも初めは緊急認定制度を考えましたときに、やはりこの多分の問題を念頭に置いてこういうふうに立案をした次第でございまして、それが先ほど申しましたように、水の問題が非常に緊急で放置できないという事態でござりますならば、この制度を活用したい、こういうようと考えます。

○井手委員 緊急事態であるかどうかということは、あなたも局長ですかからもうおわかりだと思うのです。百姓にとってたんぽの水がなくなりたという場合は、これは緊急事態です。井戸の水がなくなったという場合は、緊急事態です。緊急事態でないというのは、山奥のいわゆる水利を得ておつたり、畑が若干あるといふ程度、そういう場合には緊急事態でも緊急事態です。そういうことをやはり念頭に置いて認定をしてもらいたい。しかし水田の場合、飲料水枯渇の場合、これはいかなる場合でも緊急事態です。そ

うだという場合には、この緊急認定制度を活用することは一応差し控えまして、その話し合いを急速に進めることで、やはり問題を解決したいと思います。たいまおっしゃいました多分の事態は、われわれも初めは緊急認定制度を考えましたときに、やはりこの多分の問題を念頭に置いてこういうふうに立案をした次第でございまして、それが先ほど申しましたように、水の問題が非常に緊急で放置できないという事態でござりますならば、この制度を活用したい、こういうようと考えます。

○今井(博)政府委員 現在の鉱業法の建前から申しまして、やはり鉱害の基礎的な理念とか、そういう鉱害の本質については鉱業法の中に規定を設けますが、現在の臨鉱法の考え方の基本でござりまする国土の復旧という観点からいたしますと、鉱業法とはおのずから別の体系の法律になりますので、鉱業法の改正の場合にもこれに吸収するという考えはございません。やはり臨鉱法ができるだけ改正しまして、これをりっぱなものにしたい、こういう考え方でございます。

○井手委員 今度の改正案によりますと、期限の延長、緊急認定の二つが中心になっておるようになります。非常にけつこうなことですけれども、私はここでなお足りないものとしてお尋ねをいたしたいのは、予防措置のことが欠けておる。起つたものを何とか緊急措置をしなくてはならぬというよりも、むしろ鉱害が起こりそうな場合は予防措置をとらなくてはならぬ、鉱害が起きないような設備なりあるいは対策を講じなくてはならぬことは、これはわからなかったことであります。当初通産当局はそういう予防のために炭鉱が資金の貸付の制度、あるいは鉱害金

理解をいたしております。今進められておる鉱業法改正は、この臨鉱法は別建にさる、補完法として存続なさる御意思であるのか、あるいは鉱業法に全部吸収して、りっぱな鉱害対策を含めた鉱業法になさるうとするお考えであるか、この点をお伺いいたします。

○今井(博)政府委員 鉱害の資金について金融機能を、さらに強化します。先生の御指摘のように初めはそういう案も考えておったのでございますが、鉱害の関係で一つの金融公庫を作るということは、いろいろな関係がございまして、非常に困難なものにしたい、こういう考え方でございます。

○井手委員 先刻も午前中瀧井君から質問がありましたが、応急工事が中心になつておるようになります。非常にけつこうなことですけれども、私はここでなお足りないものとしてお尋ねをいたしたいのは、予防措置のことが欠けておる。起つたものを何とか緊急措置をしなくてはならぬというよりも、むしろ鉱害が起こりそうな場合は予防措置をとらなくてはならぬ、鉱害が起きないような設備なりあるいは対策を講じなくてはならぬことは、これはわからなかったことであります。当初通産当局はそういう予防のために炭鉱が資金の貸付の制度、あるいは鉱害金

融公庫と申しますか、そういう融資の制度をかなり大きく考えられておったようあります。それはどういう意味でなくなつて、緊急認定だけになつたのか、その必要がなくなりたと私は考えたくはないのであります。ですが、それはどういう理由によりますか。

○今井(博)政府委員 鉱害の資金について金融機能を、さらに強化したこととはかねがね考えておりまして、先生の御指摘のように初めはそういう案も考えておったのでございますが、鉱害の関係で一つの金融公庫を作ることによっては、恒久工事だけ改正しまして、これをりっぱなものにしたい、こういう考え方でございます。しかし、恒久工事なりますので、一応金融公庫を作つたりそういう新しい措置は断念いたしまして、そのかわりに現在鉱害復旧事業團が一般の預金部から金を借りておりますが、今まで県を通じましての転貸で、しかも非常に借りれども、五百万円でがまんしてもらおうという、二、三年程度のものですか。その辺の限界はどういうふうにお考えになつておりますか。いわゆる経済効果とかいろいろなことを考えた場合、応急工事であるから五千万円のところを一割くらいで仕方がないというお考えですか。この対策は応急工事も恒久工事も、一本だという場合には、やはり恒久工事をおとりになるお考えであります。たとえば水の問題、水道の灌水の対策、飲料水の対策の場合には、復旧工事ではできないような場合には、いかに緊急な事態であろうと応急工事はできないということになります。

○井手委員 そういたしますと、灌水の対策、飲料水の対策の場合には、復旧工事ではできないような場合には、いかに緊急な事態であろうと応急工事はできないということになります。

○今井(博)政府委員 これは実際その場にならないとはつきりしたこと申し上げられませんが、やはり現在の法律の緊急認定制度の制度自体からくる結論としては、応急工事でない復旧工事は、これは応急工事としてやるわけにはいかぬ。ただしこれはやはり一つの理屈でございます。たとえば水の問題、水道の灌水の河川の枯渇した場合、下を掘つたために川の流れを吸い込んで脱水して、川の流れが水がなくなつたという場合、これは応急工事では済まない場合が多いと思ひます。鉄管を引けばいい場合もありますけれども、いなかの川というの

は一定の間隔ですと井せきが設けられますが、そういう場合はどうなりますか。

○今井(博)政府委員 応急工事と恒久工事の区別は、御指摘のように非常にむずかしい問題でございまして、最初われわれが考えましたのは、たとえば橋梁を直す場合にかりに橋梁を作る、あるいは堤防のかわりにかりの堤防を作る、そういうことを念頭に置いておりました。ただいま先生の御指摘になりましたようないふうな応急工事即恒久工事といふうな応急工事でござりますので、そういう場合は応急工事だから、本来ならばこれは五千万円かけなければなりませんけれども、五百万円でがまんしてもらおうという、二、三年程度のものですか。その辺の限界はどういうふうにお考えになつておりますか。いわゆる経済効果とかいろいろなことを考えた場合、応急工事であるから五千万円のところを一割くらいで仕方がないというお考えですか。この対策は応急工事も恒久工事も、一本だという場合には、やはり恒久工事をおとりになるお考えですか。たとえば水の問題、水道の灌水の対策、飲料水の対策の場合には、復旧工事ではできないような場合には、いかに緊急な事態であろうと応急工事はできないということになります。

○井手委員 そういたしますと、灌水の対策、飲料水の対策の場合には、復旧工事ではできないような場合には、いかに緊急な事態であろうと応急工事はできないということになります。

○今井(博)政府委員 これは実際その場にならないとはつきりしたこと申し上げられませんが、やはり現在の法律の緊急認定制度の制度自体からくる結論としては、応急工事でない復旧工事は、これは応急工事としてやるわけにはいかぬ。ただしこれはやはり一つの理屈でございます。たとえば水の問題、水道の灌水の河川の枯渇した場合、下を掘つたために川の流れを吸い込んで脱水して、川の流れが水がなくなつたという場合、これは応急工事では済まない場合が多いと思ひます。鉄管を引けばいい場合もありますけれども、いなかの川というの

は一定の間隔ですと井せきが設けられますが、そういう場合はどうなりますか。

○今井(博)政府委員 応急工事と恒久工事の区別は、御指摘のように非常にむずかしい問題でございまして、最初われわれが考えましたのは、たとえば橋梁を直す場合にかりに橋梁を作る、あるいは堤防のかわりにかりの堤防を作る、そういうことを念頭に置いておりました。ただいま先生の御指摘になりましたようないふうな応急工事即恒久工事といふうな応急工事でござりますので、そういう場合は応急工事から、本来ならばこれは五千万円かけなければなりませんけれども、五百万円でがまんしてもらおうという、二、三年程度のものですか。その辺の限界はどういうふうにお考えになつておりますか。いわゆる経済効果とかいろいろなことを考えた場合、応急工事であるから五千万円のところを一割くらいで仕方がないというお考えですか。この対策は応急工事も恒久工事も、一本だという場合には、やはり恒久工事をおとりになるお考えですか。たとえば水の問題、水道の灌水の対策、飲料水の対策の場合には、復旧工事ではできないような場合には、いかに緊急な事態であろうと応急工事はできないということになります。

○井手委員 そういたしますと、灌水の対策、飲料水の対策の場合には、復旧工事ではできないような場合には、いかに緊急な事態であろうと応急工事はできないということになります。

○今井(博)政府委員 これは実際その場にならないとはつきりしたこと申し上げられませんが、やはり現在の法律の緊急認定制度の制度自体からくる結論としては、応急工事でない復旧工事は、これは応急工事としてやるわけにはいかぬ。ただしこれはやはり一つの理屈でございます。たとえば水の問題、水道の灌水の河川の枯渇した場合、下を掘つたために川の流れを吸い込んで脱水して、川の流れが水がなくなつたという場合、これは応急工事では済まない場合が多いと思ひます。鉄管を引けばいい場合もありますけれども、いなかの川というの

○井手委員 それでは重ねてお伺いいたしますが、何らかの工事をしなくては灌漑水が求められない、あるいは飲料水が求められないという緊急の事態には何らかの方法で応急工事をやってもらえるという結論になりますか。

○今井(博)政府委員 そういう場合には何らかの形において応急工事を考えまして、この緊急認定制度を活用したいと思います。

○井手委員 その場合に応急工事の費用はどういう負担になつて参りますか。

○今井(博)政府委員 これは現在の法律で言いますと、六十六条の無賃力認定でもって国と県の費用でこの工事をやる、こういう形になります。

○井手委員 六十六条を今ここに持つておりますが、そうすると、國、県の負担の割合はどういうことになりますか。

○今井(博)政府委員 これは対象にようつていろいろと違つて参りますが、たとえば農地の場合を例にとりますと、国の補助率が八三%、県が一七%，こういうことに現在なつております。

○井手委員 そこで大臣にお伺いいたします。そういう緊急の事態で、今一番社会不安の種になつておりま

すのは飲料水です。水道の応急工事並びに復旧工事です。これは国の負担あるいは加害者の負担が非常に少ないために、実際問題として住民の負担が重くなつて非常に困つておるのです。これは朝晩必要なものであります。私はここで昨年もいろいろ申し上げましたから繰り返したくはありませんが、夏、水に不足いたしますと、一ぱいのバケツの水を四回も五回も使うのです。ふろには月に一回水源枯渲した場合にはそういう事態でありますけれども、負担の問題からなかなか水道の対策を講じて参ることができないのであります。大臣は水道の問題、水の問題でどういうふうにお考えになつておりますか。これは農地同様に、少なくとも農地くらいに国の負担を引き上げようではないかというお考えがあつただきます。

○今井(博)政府委員 おっしゃるやうに水道の問題は生活に直接響きますので、非常に重大な問題だと思つています。この場合に、先ほど大正五六年補助率が低いのは、一般的の公共事業費の負担の割合といふものから出ておりまして、別段大した理屈がありませんものではございませんが、今までの国全体の公共事業費を出します場合の負担割合からこういうものが出ておりまして、それが鉱害の場合にも適用されておる、こういう次第でござります。

○井手委員 負担割合をちょっとと言つて下さい。

○今井(博)政府委員 農地の場合は国庫の補助率五三%、上水道の場合は二五%、土木の場合は四〇%、下水道の場合は三三%、学校の場合は四〇%，こういった比率でございまして、上水道の比率が非常に低いということになつております。しかしこれは先ほど言いました無資力認定でもつて国と県で負担するという場合には、上水道、下水道、学校といふものは、国の補助と県の補助とはほとんど差がないということになりますので、先ほど申しました緊急認定制度というものを活用して、先ほどおっしゃいましたような応急工事をやるというふうに持つていて

のが取りあえずの処置かと思ひますし、それからペーセンテージの低い補助率につきましては、現行法の改正審議会等においても一つ検討してみたい、こう考えます。以上朗読いたしましたが、これについて政府の確認を求めて私の質問を終ります。

す。あるいは休業補償というのを出すわけです。お店が家上げになる、そうすると当然お店を開じて休まなければならぬわけですから、この休業補償と今度は引っ越しその他の迷惑料が要るわけです。この迷惑料が、無資力で鉱復旧をやるときには出ないわけですか。これは鉱業権者に臨時の間に預り金が貯められて、國の税金から出すわけですから、これはむずかしいと思うのです。何かややはり全国的にこの程度の売り上げのある店には最小限この程度のものが一応の休業補償なんだ、この程度の迷惑料というのは出すのだという。そういう基準がやはり今後鉱害賠償一般をやる場合も必要だと思うのです。そのことが同時に、無資力の臨鉱の家屋復旧をやる場合にも、やはり国が負担するかしないかというときには非常に大きなめどになってくると思うのです。まずそういう全国的な基準を、今後の鉱害の争いをなくすためにも一つ作る必要がある、そして今度は無資力のものについても、国が迷惑料なり休業補償をある程度出すという線までいかないと、これは合理化の問題で落ちこぼれた無資力鉱の復旧というのは、なかなかやはりできないと思うのです。こういう点を一体どう考え、どう処理するつもりなのか。

になりましたような、一種の迷惑料と休業補償といふふうな鉱害そのものに直接関係のない問題につきましては、無資力認定からはどうしてもそういうものが出てこない、固にそれだけの予算を要求するということも直接関係がございませんので、これはできなうことになります。しかし、実際に問題とすると、この迷惑料をやはり出さないと、広い意味での鉱害復旧といふことにならぬのじやないかといふ点もわれわれはその通りだと思います。この点は今臨鉄法の改正審議会をことし、無資力認定にあたって一番困つておるのは、迷惑料とか休業補償とか鉱害直接関係ない費用でございまして、そろこの迷惑料をどうするかというところへこれから入るような段階でございますが、確かに、基準といふうなもののがうまく作れば、これはまた一つの進歩かと思ひます。

それから、この迷惑料をどうして捻り出すか、この問題は、端的に申しますと、これはやはり復旧事業団あたり

に何らかのファンドをひねり出せば、そういう方法がいいかといふ問題が来るのじやないかと思います。一案として昨年考査は、長年かかつてもなかなか知恵が出ておりませんので、そう簡単に私は知恵が出ないのじやないかと思ひます。一案として昨年考査しましたのは、たとえば国の出資を復旧事業団に要求して、そういう出資の金利あたりでこういう迷惑料を出したらどうかといふことも一案に考えてみた次第であります。しかし、実は、今度先ほど申し上げました審議会

で取り上げて十分検討するつもりでありますので、もう少し時間をおかし願いたいと思います。

○滝井委員 現在卷間で言っておるの

りは、迷惑料というのは復旧費の二割くらいは出るのですね。うまくいくと二割、少なくとも一割ちょっとは出でるのじやないかと思うのです。それに復旧の間は店舗等であると休業しなければならぬわけですから、そうする

と、復旧してもらうと、他の者にお客さんをとられてしまうわけです。従つて、休業補償のほかに、今度かわりの店舗を建てるわけです。かわりの店舗を建ててやらせるわけですが、このかわりの店舗は、無資力の場合はやつてたな上げをしましよう、しかし、実際に今度は復旧しようとすると、この間に、かわりの住宅に引っ越して移るところがないといかぬわけです。それ

きものが、鉱業権者がいないとか、あるいはできないとか、そういう鉱業権者の責任から実は本法はできてるわけですが、かわりの店舗、かわらといつて何から何まで全部国がやらなければなりません。

○滝井委員

現

る

の

は、迷惑料というの

であります。

○滝井委員

現在卷間で言つておるの

りは、迷惑料というの

であります。

○滝井委員

現

る

の

は、迷惑料というの

であります。

○滝井委員

現

りの住居くらいの予算は——今度の臨時として応急措置が出てきておるわけです。まだ責任がはつきりしない、いわば無資力認定の変形で従つてこれをやつておきましようといふことは、いわば無資力認定の变形であります。まだ責任がはつきりしない、いわば無資力認定の変形であります。

○滝井委員 何もかも國がやるのではなくて、休業補償や迷惑料はしばらくたな上げをしましよう、しかし、実際

に今度は復旧しようとすると、このように今までなかなか大へんだと思つておられる人なんかお客様をとられてしまうのですよ。まわ

りに競合する店がある、だからかわりの店舗といつけておるお店がいいわけですか

うのです。それは商売人自身にとっても必要なことだ、買つておられる消費者にとっても買つておられるお店がいいわけですか

うのです。そういう場合に、その打ち切りの金といふのは、家屋の打ち切りの金をもっておるわけですね。打ち切りをする金は家につくのではなくて、宅地につくことにはなる

のです。これは立法の過程でそう

になる。上がるのは間接なんですか

うのです。打ち切りの金をもっておるわけですね。打ち切りをする金は家につくのではなくて、宅地につくことにはなる

のです。これは立法の過程でそう

になります。打ち切りの金をもっておる

のです。打ち切りの金をもっておる

通常の場合は宅地も家屋の打ち切りの中には含まれておるものだけれども、問題をもつとはつきりするために、所有者が二つに分れておるというときに、宅地の所有者は当然鉱業権者あるいは事業団に向かって法律的に打ち切らなければなりません。宅地と家屋の所有権が違つておる場合は、ただいま申しましたよな趣旨に沿つて、本来ならば家屋の所有者から宅地の所有者が金をとるというが、私は法律的に見た筋道かと思います。ただ実際問題として、そういうことがはたしてできるかという問題は別にござりますが、法律的にはいえ、家屋がある場合の土地の評価は割合低くて、損害金額も従つて相対的に小さいと考えられますので、やはりその家の打ち切りの中から分配するというのが筋道じゃないかと私は思うのであります。

○滝井委員 その場合には、一体宅地をどの程度で打ち切つたのか、家屋はどの程度で打ち切つたのかという内訳がないとわからぬことになる。そこで内訳がないと、家屋の所有者と宅地の所有者の間に、そのお金の分配についていざこざが起つて、いざこざが起つれば、宅地の所有者が登録の判もつかない。そうすると、これは問題が片づかない。こういう問題があるわけですから、こういう点についても、あなたの方で全国の鉱業権者なり合理化事業団に、もう少しきちつとした指示をする必要がある。悲しいかな、被害者とくらこういう鉱業法なり鉱法といふものに無知です。だから、判を押しながら

さいということで判を押してしまつた、そして自分は宅地は打ち切つておらぬ、家屋だけだと思っておつても、実際は宅地もなつておつた、こういうことになつておるわけです。だから、これはもう少しきちつとした大衆への指導をしていただきて、打ち切つたときにはそれぞれの物件ごとに内訳を明示して被害者に渡す、こういうことに置いてもらわぬといかぬのじやないか。このために今裁判になつております。家屋だけを打ち切つてもらつた、私は宅地を打ち切つておらぬといふのが出てきておる。こういう点はもう少しはつきりしてもらいたい。
それから、それを同じ形が出てきであります。それはどういう形で出てきておるかというと、ここに一つの烟を持つております。農家は烟に続いてすぐには宅地がある。そして宅地に家が建つておる。いなかの御存じの通り宅地は広いから、宅地の一部は烟になつておる。そしてその宅地の一部の烟になつたものの税金は宅地として払つておるわけです。そうすると、打ち切るときはどうして打ち切るかというと、そういう宅地になつておる部分もおよそ見て、反当たり幾らだといってぼつと打ち切つてしまつ。今度は登記所に行って調べてみると、たとえば烟は五反、宅地は一反あつたとしますと、一反のうちの〇・五反が烟の中に入つた形で、烟全部で幾らと打ち切つておるわけです。そうすると、お金はもらつたわ、打ち切りの登記をしなければならぬ。そうすると、たんばは五反ぢやないか、烟は五反ぢやないか、これは一体どうなつたんだということで、その宅地であるけれども烟になつておる

●五反というのが畠に浮く可能性が出てくる。そうして今度は今言つたように、家の方はどうかというと、宅地もひっくりめて家は打ち切つてある。いう形をると宅地が盲点になるが、同時に宅地の分だけ畑というものが盲点になつてきてるわけです。しかし登録はどうなるかというと、その一反の宅地が全部打ち切られてしまうのですね、こういう錯綜した問題が起つてゐるので。そこで、これがまたさざざが起つてくる。私は畑は打ち切つたけれども、宅地は打ち切つておらぬ、だからこの畑になつてある。五反の宅地の打ち切りを下さい、こういうように出てくる。これがまた登録をやる上に一つの妨げになつてくるわけです。こういうようなちよつとした事務処理上の問題というのが、きわめて大きっぽい行なわれておるためうまくいっていないということがある。こういう点についても、やはりきちんと畑の打ち切りは五反で幾ら、宅地は一反は幾ら、家は幾ら、こういうように示すをしていただくと、そういう問題がなくなる。いなかの農家はだだっ広い宅地をみな持つてゐるのですが、その半分くらいが畑になつておる。われわれのうちだつて、一反の宅地の中に家がありますよ。ところが半分くらいはカキやら何かがあり、自家菜園もやつてある。だからそれが今度ときには畑であつたのか、宅地であつたのか、何が何やらわからぬづくに終つた、こういう形になつて、あとになつて知恵の多いやつが出てきて、そ

○・五反の畠は宅地なんだから、もう一ぺん金をもらひなさい、こういうよううにそそのかされると、農家はほんとうだと思つてまたもらいに行くことになるのです。だからそういう点は、もう少し何かきちととした行政指導といふのですか、そういう打ち切りその他のときにはやはり合理化事業団がはつきりしなければいかぬと思うのです。それがはつきり行なわれていなかつたから真岡鉱山みたいな問題が次から次に軒並み出てくる。そういう点は一つどう御指導になりますか。

○今井(博)政府委員 これは実際問題として非常にむずかしい問題が出るのですがございまして、現在の賃借登録制度というものが、御承知のように包括的なやり方をやつておるのでござりますので、これを相当こまかく改める必要があるかもしれませんじやないかというふうな気が実はいたします。先ほどの宅地の問題も同じでございまして、ただいままた先生お尋ねになりましたが、畠ときりと分類してやるべきじやないか、さらにそれに家屋も加えまして、從つて農家については家と宅地と畠の三つに分類して賃借登録をさせるというふうなことをしないこと、ここはきちんとといかないのじやないか。ただ現在の賃借登録制度というのは、私は詳しくは知りませんが、やや括弧的になつておるよう思ひます。賃借登録をするときには何が一括して登録しておるようなやり方を実際とつておるようでございますので、これをもつと具体的に登録させるような措置が必要だと私は考ひます。従つて先ほどの家屋、宅地

の問題、それから今 の畑と宅地の問題等につきまして、これは実際問題として相当トラブルが起きると思いますので、もう少しこういう現在の登録制度をもつと具体的に分類してやるようなものをもつと具体的に分類してやるような何らかの指示をする必要が多少あるかと思ひますので、この点もうちょっと具体的にその辺のやり方を徹底さしたい、こう考えます。

○滝井委員 それからもう一つ、金銭の支払いの問題です。これは合理化事業団の方と関連をしますが、臨鉱にも重要な関係がありますから尋ねますけれども、臨鉱で復旧をした場合には大した問題が起らないのですが、打ち切りの場合には問題が起ってくるのです。それは、合理化事業団が留保金をお持ちになつているわけです。そうすると、炭鉱からAとBとCとDの家は全部打ち切りました、従つてこのA,B,C,D四軒の家の打ち切りは二百万円です、だから一つ二百万円下さい、こうやってくるわけですね。そうすると打ち切りの登録が出てきたんですけど、二百万円を事業団は鉱業権者に払うわけです。そうすると、その金が一体確実にA,B,C,Dの四人の者に行つたかどうかという運命には、事業団はもうかれら、二百万円を事業団は鉱業権者に払うわけです。そこは、なう閑知しないのですね。それは登録が出てきたんだから、それでもオーナー、こういうことになるわけです。私はここだと思うのです。ここは、なほ鉱業権者のお金ですが、この支払いのときに鉱業権者だけにまかしていいかぬということです。それで今後は、お支払いになるときに、鉱業権者であるいはその代理人と被害者が両方にまかしてもらえる。金を与えるという方法にしてもらわないと、何しろ農民など

中小企業の諸君は、私が最初に申し上げますように、鉱業法なり臨鉱法を作るのは、実にやっこしいです。知らないわけです。知らないから、代書人のところに行く。賃貸登録の書類を作るのは、実にやっこしいです。たとえば私なんかの家は、相続税は払っているけれども、名前はまだおやじのままですよ。ところがこれを打ち切りでやるとすれば、これをおやじから私の名前に変えて印鑑証明をつけてやらなければならぬ。これが事務的に簡単にいかないのですよ。そうすると農家なり中小企業の皆さんは、自分が一日休んで役場から登記所に行って、そんなのをきっちりと集めてくるのは大へんですから、それはもう鉱銵がわしの方がやってあげましょうといつて判を借りてやってくれる。判を貸すんですからね。その過程で間違いが起る。実際は被害者にくく金は百五十万円でも、留保している金をよけいに鉱業権者もとりたいのですから、それを二百万円にしてもらえることになる。そうして百五十万円をABCの被害者にやっておけば、五十万円は運転資金になってくるわけです。こういうからくりが可能なんですよ。はそれが会至るところで行なわれておるとは申しませんが、可能なんです。いうものは、できるだけ穴をふさいでいるらしいといふことです。従つて、事業団が留保金を鉱業権者に引いて、支払うときには、やはりひもづきで、どことどこの鉱害が幾らで片づいたから幾ら払う、そしてそれを払

うときには、少なくとも事業団がお持ちで現地に行つて、そうしてその炭鉱の事務所なら事務所に被害者が一人一人来て、そこで判をついてもらって書類と交換で引きかえをする、そのくらいの慎重さを持つてもらわなければいかぬと思う。特に筑豊炭田における今の慘たる状況の中で、鉱害の賠償、打ち切りをやつしていくのですから、現金をもらうということは重大なことなんですよ。失業者が多いのですから。そうして、炭鉱が金を払う最後の機会なんですよ。これでもう炭鉱とお別れになるのですから、そういう打ち切りの金なんですから、支払いは最終的に被害者の手にきちんと渡すほど嚴重に、被害者の手にきちんと渡すよう方針をやつてもらいたい。一つせひ速急にそういう体制を確立してもらわなければいかぬと思うのですぞが、どうですか。

着服したりする意思はないけれども、とりあえず運転資金がないから運転資金に回しておこう。きょう二百万円であります。このちょっと払つておこう。業団に行つてもらつたから、あす給料日だ、銀行は手形を割つてくれぬ、この二百万円でちよつと払つておこう。なる。このちよつと払つておこうが、三ヵ月延び、五ヵ月延び、六ヵ月延びてしまふ。そうすると被害の方は今度は事業団に行くわけです。私は登録職員を早く出したのだが、どうなつておこうか、いや、それは抜つたぞ、こうしたことになるので、問題が起つてくるわけです。だからこれはぜひ一つ、ごめんどうでしようけれども、事業団の職員が現地においでになつて、そしきちつとお渡しになるという制度、それが現地の事業団にお呼びになつて、そして鉱業権者の前で被害者にお渡しになつるいはそつでなければ、福岡でいえば福岡の事業団にお呼びになつて、そして鉱業権者の前で被害者にお渡しになる。これくらいの制度は一つぜひお渡ししたいと思うのです。

るが国土保全という意味からいうところに水分を下から吸引されてしまう。炭鉱がナンの木やブドウの木の下で掘つてしまふと脱水陥落が起こつてくる。そうすると、ナシやブドウが最短期に水分を下から吸引されてしまう。ナシやブドウにどういう影響が及んでくるかといふと、ナシは水分が取られにくくなつてしまふ。ブドウだつて時々いいブドウができない。これはわれわれのたんぽでわかるのですが、すなはちたんぽの下をポンプアップをやり、しおちゅう灌溉をしておかないと水がたたえない。そして同時にこれは今施肥をまくわけですから、その肥料をまいたのも吸い込まれてしまふと、じょっちゅう灌溉をしておかないと水がたたえない。そして同時にこれが起こつてきておるわけです。そしたらまた同じなんです。ところが、今施肥しますと減収補償というものは、同じように田に出すようになれば樹園にも減収補償を鉱業権者は出すわけです。ここまでは同じなんです。ところが、今まで無資力になって復旧する段になるといふやうなのは、幾分広大でもある、あの木は木が植わつておるということではほっぽり出されてしまう。ところがシの木の姿を見ると、実はもう五年ほんとうはこのナシはなるのだけれども、下に炭鉱ができるために五年が経つて、最盛期が非常に短くなる。こういう状態が出てくるわけです。これを年らかの形で米作農民と花卉園芸に補償する姿を作らないと、これから農林省は選択的な拡大をやり、果樹園芸をどんどん奨励しようといふのに、こういう被害地におけるあれは全く惨憺たるものはない。次に今度は継ぎ木をして新しくない。若返えらうとしても、金もない、

そういう形になってしまうのですね。だからこれを何とかして下さい、といふことで、あなたの方で研究するということになつておったのですが、前の国会からもう三、四カ月になるのですけれども、何かいい研究ができたかどうかをお尋ねするわけです。

で、果樹等の鉱害につきまして適当な方策を立てなければならぬのでござりますけれども、從来農林省の方では米麦等の穀物の方に重点を置きまして、果樹等に対しては一般的の災害についてもあまり手厚い保護の道を講じていなかつたために、そういうたよな点で多少手抜かりがあるわけでござります。今後御指摘のように果樹等を成長財として育成していくかなければなりませんので、そういったような畠地の対策というものに対してもうううな方法をとつたらいいか、引き続いて研究中でございます。ただし、水田のような場合には、水が直ちにたまらなくなるとか、あるいは干水をして稻の植付ができるなくなるとか、非常に被害の程度その他を算定することが簡単でござりますけれども、お話のような木の抜けがひどくなるというような状態については、その程度の算定が非常に困難なために、なかなか適切な方途がまだ見つからないでおるというような状態でございます。統して私どもの方でも通産省の方と協議をして、検討していきたいと考えております。

林省の県の指定の園芸地区になつているでしよう。園芸組合を作つて炭鉱の離職者がなげなしの退職金をはたいて粒々辛苦して作り上げたところに炭鉱法ができて、そして脱水陥落してしまう。そうしてそれが無資力になつたというときには、これはどうにもならぬわけです。これは臨鉱法でやらなくてくれば、なんばか打ち切りがもらえる。ところが、無資力になれば、何にももらえないのです。だから、こういう点は次の通常国会までくらいには予算措置をして、何かしてもらわなければいかぬと思うのです。農地は完全にものになるのですから、そうすると同じ果樹園が何もならぬでほっぽり出されるとのことになれば、農民は今度その老成したナシの木の方はこれはやつてもらえる、しかし果樹や何かはやつてもらえぬといふことの方がおかしいのです。片方は一年で終わる、片方は十年、二十年いくから問題で、片方は毎年株から切るからという違ひだけですからね。国土保全という意味だつたら同じですよ。ただ國土にナシの木がくついておる年で終わる、片方は十年、二十年いくとときにはなるほどわれわれの方の研究が足らない盲点でござります。速急にやりますということだった。この前言つたら、まだやつておりますんといふことです。きょうもまた同じですか、私の顔も三度で、三度目でけれ

ども、それでは通常園会までに何がかるか体的な方針を出していただきて、そろして農地の復旧という同じ形で打ち切りをおやりになつたらいいと思うのですが。金額は農地より少なくてかまわぬと思うのです。新しく木を植えかえるだけのお金でも出してもらうとか、領金といったって、なるほどこれは木があるから、土盛りはできませんね。これは速急に一つ堀さんどうですかね。国土保全といつたって、なるほどこれは木に対する復旧の方ですといろいろ手があるわけですからども、脱水といふやうなものは、程度によりましては、里樹等に対しても効果のあるような場合もあります。それからまた一朝早魃へぞざいますと、今お話しのように、非常に生育を阻害する、ナシの実も大きくならないといふような場合もありまして、いろいろ程度が違うものでござりますから、それで一定の基準をもつてこれに対し補助を与えるとか、あるいは何かの措置を講ずるということが非常に困難になつて参ります。畑全体にそういうよくな鉱害の陥没についての対策が必ずかしいといふことが出てくるわけござりますけれども、別に振興局関係で果樹に対する対策といふものも今研究中でございますので、それらともよく歩調をとりまして、善処をしていきたいと考えております。

というのは、相当泣き寝つっているわけです。これはやはりいぜんの問題と同じように、早急に通産省と農林省との農地局の方と協議になつて、何かを救済の道を出していただきたいと思うのです。それは、たとえば種えかえの経費でもかまわぬと思うのです。あれは農地法で、私、昔、農地委員をやつたことがあります。ナシ畑その他をお売りになるときには、大体最小限のくらいということをお見込みになつてありますよ。だからそういうものを参考になつて、何か適当な補償をしてもらいたい。農地は土盛りをやるが、國が現金をやつて悪いということはないとと思うのです。大体鉱業法は金錢賠償の建前なのです。だから農地はこれには復旧は無資力だから國がしてあげるでしょう。現地は木が立つておるから復旧できない、だから本来の金錢賠償でいいましようという場合に、ナシの木の一本の植えかえの費用だけあげます。こういう最小限度でもいいと思うのです。それを行つて現地をお調べになつて、木の植わっているものについて幾らと計算して、最小限度植えかえの經費をおやりになればいいわけですね。何かこういう合理的な計算は、そうむづかしくなく、國がやるのですから、公平なものが出ると思うのです。そういう点ぜひお考えになつていただきたいたと思うのですがね。

としてはむづかしい場合が多くあります。思いますが、仰せの通り農林省とももう少し相談いたしまして、何らかの方針を講じたいと思うのであります。

○滝井委員 ゼひそうしていただきをいと思います。

次は、今度はもう一へん農地に返りますが、無資力の認定をされる、そして農地の復旧をやります。そうすると農地の復旧をやるときには休耕をしなければならぬわけであります。そうしますと、無資力の場合に休耕補償金を出すかどうかといふことが一つ、それから復旧をしたあとのたんぼといううのは、昔のりっぽなときに比べて、これはいろいろな土を入れますからちよと減収するわけです。それで減収補償金をやるわけです。こういうものは、無資力の場合にはお出しになるかどうかということです。

○今井(博)政府委員 無資力の場合には、それはできないことになっております。

○滝井委員 ここに一つ問題があります。農家は田地田畠を耕して食つていいわけです。ところが、復旧工事をやるために、全部たんぼに土を置くわけですから、そのときには掘り返して土を置くわけです。表土を置いて、それから下に、われわれのところで言ふと、水分の吸収しやすいかまがすを置くわけです。それから今度は赤土が何かを持ってきて置いて、今度は土に今までのたんぼの土を置いていくわけです。それで農林省が検査に来て、よろしくお話をうながすのです。それから時期をできるだけ避けて、麦をや

きのときにやつてくれるにしても、麦まきは休耕する。それから今度は翌年米を植える段になりますと、前年よりかできないという、こういう補償が問題になるわけです。その減収の補償は問題にしないにしても、休耕補償は国がやる場合にしても、何かやはり考え方でわなければならぬと思う。これを考えてもらえない、さいせんの家の問題と同じです。住む家もなく、臨鉱やろうというたつて、農民はその間食わざにおれといふことと同じですか。やら、やはりちょっと片手落ちになる。それで一体農省はどう今後処理するかということです。通産省としてはやつぱり休耕補償くらいはしてやつて、最低生活が農民にできる補償は、幾ら無資力の臨鉱法といつてもやつてもらわなければならぬと思いますが、これははどうお考えになりますか。

○今井(博)政府委員 これは現在無資力制度がやはり効用回復ということを主眼としておりますので、根本的な制度の趣旨からくる大きな問題だと思ひます。従つて、今、先生のおっしゃいましたような休耕補償、先ほどの休業補償の問題とか、こういった一連の問題は、無資力認定をやります場合のある意味における一つの問題点だと思ひます。これは非常にむずかしい。しかし大事な問題でありますので、今、早急に結論を出せと言われてもなかなかむずかしいと思います。鉱業法の、今の臨鉱法の改正審議会で今年一ぱいで結論を出す手はずになつておりますので、ここで一つ取り上げて十分討議をいたしまして、何らかの対策を考えたいと考えております。

作りまして、その因果関係を科学的に究明するということを、実はことしから始めております。今先生のおっしゃいましたような事例が非常に緊急を要するという場合には、この科学認定制度を適用する。科学認定制度というのをは、学校の先生その他専門家による調査員が現在十五、六人ござりますが、それの方に集まつていただきまして、現在問題になつておる七ヵ所についてそういう特殊な調査をやつております。それを適用して調査し、因果関係を徹底的に究明する以外に方法がないのじやないかと思うのですが、これを一つ来年度は相当拡充したいと思つております。

ところでやられようとしておるかといふところで、そういう方法が主張されたのです。それは今私が申しましたように、一つの鉱区を二つに切って、そしてここに炭鉱を一つ許したのですから、この炭鉱がやっておるらしいといううとを見ても、この炭鉱はおれは関係ないと逃げるわけです。そこでわれわれのところは、その附近には古洞、廢坑洞にポンプ・アップをして川の水を入れて古洞に水を入れよう、どどどと古洞にポンプ・アップをして川の水を入れていく、こういう方法を農民がとらぬとしたわけです。そうすると今度は通産局の方では、そいやられては大へんなんです。なぜならば、この古洞は今掘っている炭鉱の基盤の水に通じて古洞に水を入れると木を入れられると、掘つておるところの切羽に水が回り回つて押し寄せていくんですね。そうすると掘れなくなるわけですね。だから、これは保安上困るからなんです。それをしてはいかぬと、こうなるわけです。そうすると一体農民はどうしてくれるのか、ちょっと待つて下さいます。だから、これは農民上困るからいい、今から調査します。これでは農民が聞かない、こういう問題が起つておるわけです。それでこれは結局私に言わしめれば、付近に五つも六つも炭鉱があつて、みんながブル資金を出してこれをやるということになれば、これが一番いい。ところが悲しいかな、五六七年あるかないかですよ。ですからブルして出しても、三年か五年はいいけれども、そのあとどうするかということ

となると、この解決がつかない。従つて、私は、飛躍するようであるけれども、こういう脱水陥落の問題については、やはり国が責任を持つ以外に方法はないじゃないかと思う。幸いに事業団には、炭鉱から買い上げた古いポンプがあるわけです。その古いポンプと一緒にモーターを持ってきてそこへ据えてやる。そうして農民に自主的に管理して、電気料金だけ国から払うとか、悪くなれば幾分の修繕費を出すぐらいのことを、今の段階ではやる以外に、脱水陥落の問題については実際問題として方法がないようなんですね。鉱区権者は逃げてしまう。幾ら通産局がその関係炭鉱を來いと言つて呼び出しても出てこないですよ。行けば金を取りられますからね。それじゃ強権發動してお前のところだと言えばできる態勢かというと、そういう態勢ではない。これは被害農民が泣き寝入りです。私は、この脱水陥落の問題は、無資力の同じようなケースとして取り上げなければならぬ問題じやないかと思うのですが、どうですか。

○流井委員 農地局の方も、今お聞きのように、農地問題に関連をして旧鉱法の条文整理が今度の改正で行なわれるわけです。それらの問題を農地局においても十分お打ち合わせになつて、無資力問題を農業局に分お持ちをして一つ速急にお片づけたいと関連をして、だくようにお願いして、これで終わります。

○有田委員長 多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 臨鉱法の一部改正で、このたび特定の応急工事に対する費田の特例であるとか、あるいは無資力の場合における控除金の問題であるとか、いろいろの手当ができるのであるが、特定の応急工事に対する処置はできないくらいなら、私はかねがね問題になつております盗掘の場合、これは当然國として処置すべきではなか、こういうふうに思うわけです。次官の場合は初めてかもしれません、要するに、正式な鉱業法に基づく操業ではないわけです。ですから鉱業法にいう被害ではない、こういう理屈になるわけです。ですから、これは不法行為です。ですけれども、この理論で進められておる。ところが被害者の側では、これは地下を監視するのであって、この臨鉱法あるいは鉱業法の賠償の対象にならないのだ、こういう理論で進められておる。ところが被害者の側では、これは地下を監視するのであるうとわからないわけですね。また、それを監査する義務もなき権利もないわけですね。ですか、問題が起こつて鉱害いわゆる損害賠償

が起った場合に初めて問題にして、この臨時法及び鉱害賠償の規定に載らない。これはやむを得ないが、たゞ、これは第三者による盜侵掘だ、十三条の三の一号に書いてあります規定は、盜侵掘の場合入るかどうか、それを一つ伺いたい。

○今井(博)政府委員 盗侵掘の場合には入る。盜侵掘かどうかわからないという意味において、この規定は一応適用になるとわれわれは考えております。

○多賀谷委員 そうすると、従来非常問題になつておりました盜侵掘の問題は、その損害が非常に著しくて、かつ、民生の安定を著しく阻害するところ考えられる場合には入る、こう考えていいわけですか。

○今井(博)政府委員 五十三条三の第一項の第一号の規定に、後段のところに、「その他の特別の事情により」云々とあります。これに触れて放置しておくことは非常に危険であるという趣旨には、この应急工事に該当するものと考えます。

○多賀谷委員 そうすると、盜侵掘の場合には今までよりもやや救済ができる、こう考えていいと思いますが、もういたしますと、盜侵掘の問題は、いわゆる鉱害の中に入れて救済をすべきか、そういう方向で進められておるかどうか、これは鉱業法の改正審議会の問題にも関連しますが、どういう方向にあるか、お聞かせ願いたい。

○今井(博)政府委員 現在鉱業法の改正審議会では、まだはっきりした結論

もあるでしょうが、そうでない炭鉱も相当多いのではないか。また現実に保安で閉鎖を勧告される炭鉱には、相当の賠償金があるはずです。とてもこのくらいの金額では賠償は片づかないだろう。しかもそれは消滅時の鉱業権者、要するに廃止業者が責任を持つのですから、これは大へんことになるだろう、こういうことなんですね。そこで私はそういう方向で今からやっておかないとできないのじゃないかと思うのですがね。

○森(清)政府委員 炭鉱全般にわたりまして恒久策を講ずる場合には、今まで賀谷先生の申されたようなことも含めまして、いろいろ根本的な問題が横たわっていると思います。ようやく炭鉱問題というものが今日非常にスポットライトを浴びて参りまして、いろいろな問題を逐次づけていかなければならぬのであります。今その賠償に関する問題等に関しましても、われわれといたしましてもいろいろな角度から根本的に検討はしておりますが、一足飛びにそこまでいっていいかどうかという問題は、さらに熟考を要する問題ではないかと考えておる次第であります。

○多賀谷委員 一足飛びと申しましても、納付金を取るのであるからね。あらかじめ賠償金額が予定されるわけですか。年々賠償を現実にしておるデータもあるし、具体的にこの物件、この物件と当たるわけですから、私は、納付金を取るわけですから、制度として踏み切れば、そうむずかしい問題ではないのではないかと思うわけですけれども、現実すでに賠償の事務というものは、合理化事業団で、いわば廃山後の炭

鉱の賠償の事務をやった経験も幸いにしている。ですからこういったものを作成するならば、私はできるとは考へかと思う。今すぐそれができるとは考へませんけれども、やはりそういうことを計画しておやりにならないと、この問題は解決しないのではないかといふことと、最近のように、ものすごく閉山が続きますと、その必要性を一そう感する、こういうわけであります。ちょっとと続いて質問しますけれども、廃止業者が放棄した鉱区の鉱害の賠償をした後に相当賠償が残つておるとしたならば、その業者が無資力であるならば無資力でありますか。

○今井(博)政府委員 無資力であります。業団が代理で債務の弁済をやって、足りない場合は無資力でやる、こう考えていらわけですね。

○今井(博)政府委員 それが即無資力になることは限りませんが、いろいろな調査をして、これは無資力と判定した場合は、無資力の規定を適用いたします。

○有田委員長 それでは、本日はこれにて散会し、明日は午前十時から理事会、理事会散会後委員会を開きます。午後四時十三分散会

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局